

小浜市・若狭町歴史文化保存活用計画

新たな「^{みけつくに}御食国若狭」の創造へ －保存・活用、そして発展－

平成 23 年 3 月

小浜市・若狭町

目 次

1. 小浜市・若狭町歴史文化保存活用計画の目的と計画テーマの設定	1
2. 関連文化財群及び保存活用区域の現況.....	6
(1) 歴史的環境.....	6
(2) 自然的環境.....	9
(3) 社会的環境.....	10
3. 関連文化財群の構成要素	11
4. 歴史文化保存活用区域の範囲.....	16
5. 保存・活用のための体制整備の方針.....	17
6. 関連文化財群及び保存活用区域の保存・活用の方針.....	19
7. 保存・活用のための事業計画の策定.....	21
(1) 地域全体として取り組む事業計画	21
1) 総合的な取り組み	21
2) 「民俗文化財」の保護継承と活用	22
(2) 関連文化財群及び保存活用区域の事業計画	25
1) 「人と自然とのたゆまぬ共生」関連文化財群.....	25
2) 「御食国若狭の成立」関連文化財群	29
3) 「神仏習合の社寺と暮らし」関連文化財群.....	34
4) 「京へつながる鯖街道」関連文化財群.....	37
5) 「海に開かれた小浜城下町」関連文化財群.....	43
(3) 保存活用事業年度計画.....	46

1. 小浜市・若狭町歴史文化保存活用計画の目的と計画テーマの設定

(1) 目的

「小浜市・若狭町歴史文化基本構想」に基づき、関連文化財群及び保存活用区域について、総合的に保存・活用を行っていくための計画を策定する。

(2) 策定主体

福井県小浜市、福井県三方上中郡若狭町

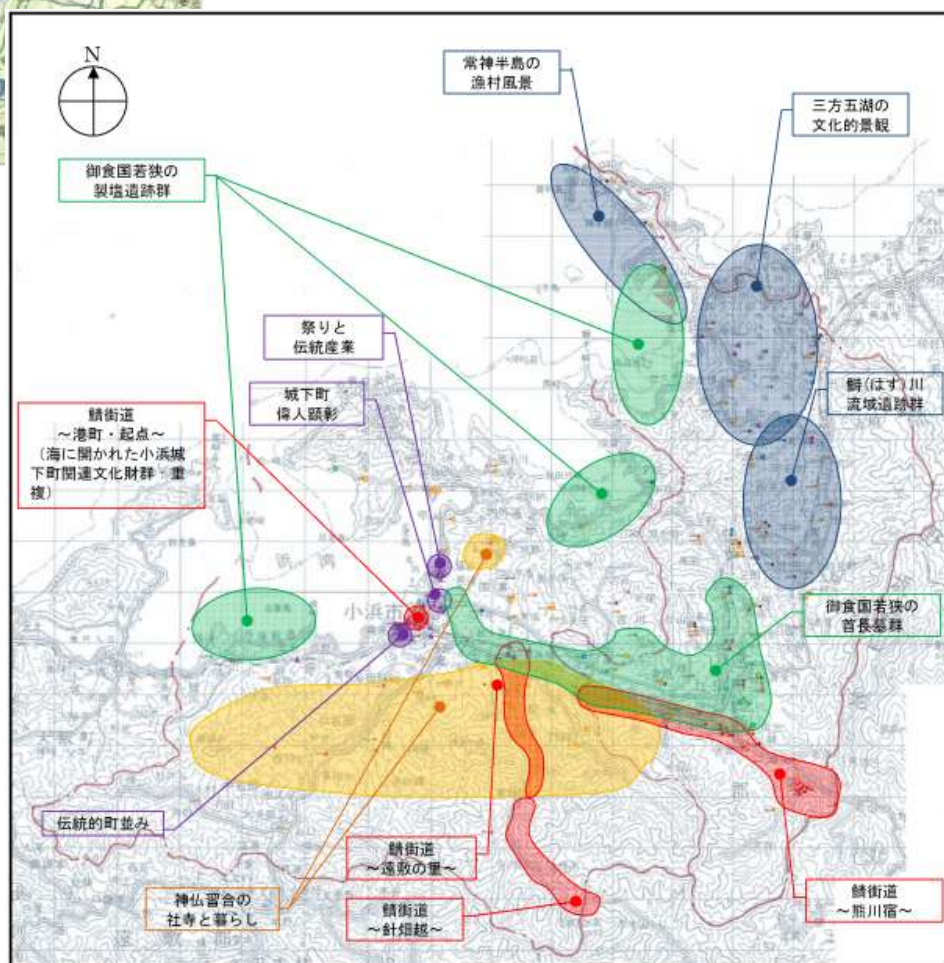
(3) 策定範囲

策定範囲は、「小浜市・若狭町歴史文化基本構想」で示された5つの関連文化財群に基づく13の保存活用区域とする。

【小浜市・若狭町の位置図】



【策定範囲】



凡例（関連文化財群）

- 人と自然とのたゆまめ共生関連文化財群
- 御食国若狭の成立関連文化財群
- 神仏習合の社寺と暮らし関連文化財群
- 京へつながる鯖街道関連文化財群
- 海に開かれた小浜城下町関連文化財群

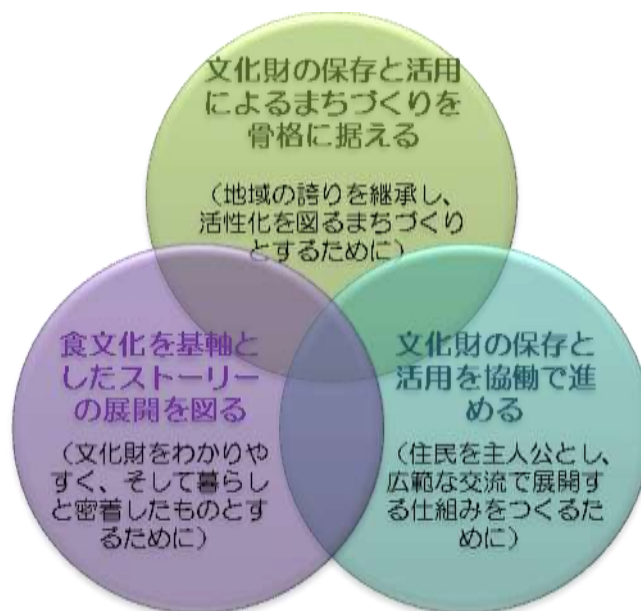
(4) 計画テーマの設定

1) 「小浜市・若狭町歴史文化基本構想」のテーマ

① 基本理念

「小浜市・若狭町歴史文化基本構想」の文化財の保存・活用のための基本理念は次のとおりである。

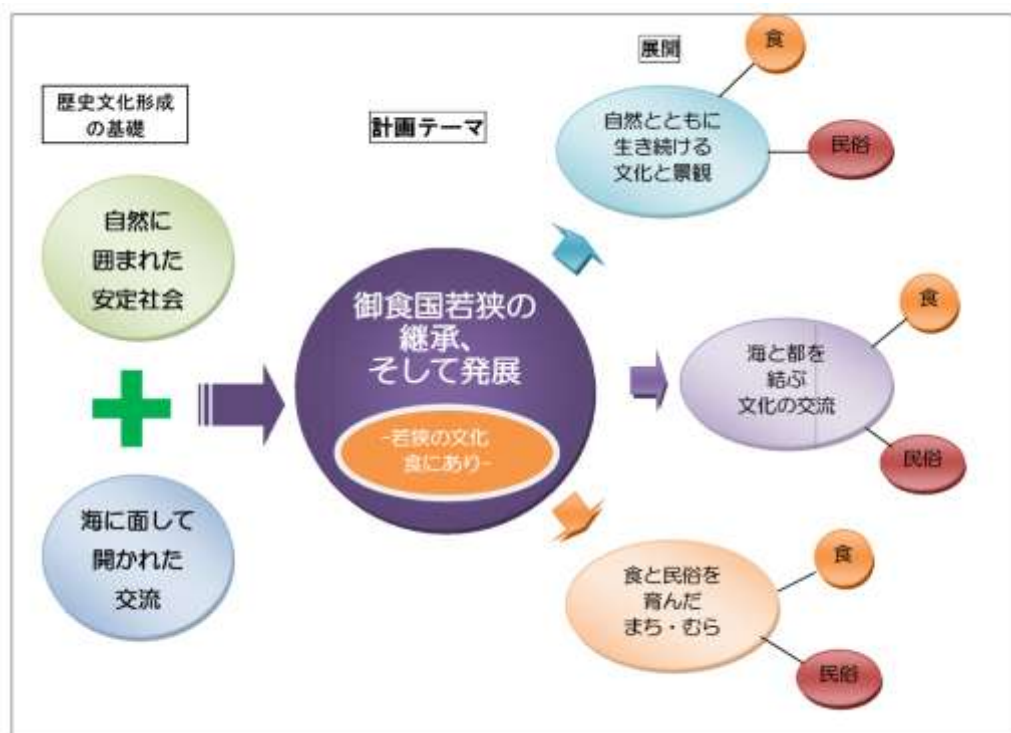
【文化財の保存・活用のための基本理念】



② 「小浜市・若狭町歴史文化基本構想」の計画テーマ

「小浜市・若狭町歴史文化基本構想」の関連文化財群を貫く計画テーマを、「御食国若狭の継承、そして発展」とし、「若狭の文化 食にあり」をサブテーマとして設定した。

【計画テーマ】



③ 「関連文化財群」の設定

「小浜市・若狭町歴史文化基本構想」において設定された関連文化財群は次の5つである。

自然とともに生き続ける文化と景観

「自然とともに生き続ける文化と景観」の関連文化財群は、当該地域の全体に及ぶが、特に特徴的に集中しているのが、先史時代の遺跡群から現代に至るまで綿々と蓄積がある三方五湖周辺であり、「人と自然のたゆまぬ共生」として設定した。

海と都を結ぶ文化の交流

「海と都を結ぶ文化の交流」では、3つの諸相があり、北川流域と小浜湾沿岸の古墳等を主とする遺跡群を「御食国若狭の成立」として、多田ヶ岳周辺に発達した宗教遺産群と周辺地域を「神仏習合の社寺と暮らし」として、小浜市街から鯖街道の往来に展開した遺産群を「京へつながる鯖街道」として関連文化財群に設定した。

食と民俗を育んだまち・むら

「食と民俗を育んだまち・むら」では、当該地域の全てのまち・むらに食と民俗の文化遺産は存在するが、特にその拠点として発展を続けた小浜旧市街を「海に開かれた小浜城下町」として関連文化財群に設定した。

【関連文化財群の設定】

タイトル	主要時代区分	代表例(核的資産)
①人と自然とのたゆまぬ共生	先史時代から現代	三方五湖・常神半島(鳥浜貝塚)
②御食国若狭の成立	古代から中世	日本海・北川流域(脇袋古墳群)
③神仏習合の社寺と暮らし	中世	世界遺産候補地(お水送り)
④京へつながる鯖街道	近世	鯖街道文化的景観(熊川宿・小浜旧市街)
⑤海に開かれた小浜城下町	中世から近世、近代	小浜城下町(小浜西組)

なお、小浜市・若狭町全域に普遍的に分布する民俗文化については、関連文化財群としてのゾーニングはせず、全体的・系統的に保護継承していくものとする。

2) 保存・活用計画のテーマ

保存・活用計画のテーマは、「小浜市・若狭町歴史文化基本構想」の計画テーマである「御食国若狭の継承、そして発展ー若狭の文化 食にありー」を具体的に事業計画として実現することである。

① 「歴史文化基本構想」から「保存・活用計画」へ

御食国とは、古代王朝時代、朝廷へ食を貢進した国をさす。そして奈良盆地の藤原京や平城京などで出土する若狭からの木簡とそれを裏付ける若狭の製塩遺跡などから、若狭が御食国の一つであったと考えられている。

古代より若狭の食が豊かであったのは、暖流と寒流が会う若狭湾に面した豊かな自然が基礎となっている。このことは、古くは縄文時代の生活史のなかにも見出すことができる。そしてここで展開されていた「自然との共生」という現代社会への人類史的メッセージにもなるライフスタイルが、現在までの安定した社会を育む基盤となってきた。

古墳時代においては、膳臣の祖の墳墓が築かれ、その一族が日本書紀の記述にみられる大和朝廷における食の担当であり、その出土品は朝鮮半島との交流の証左ともなっている。そして中世以後も、若狭の自然の幸は、宮中や貴族・将軍家へ『美物（うましもの）』として大量に送られてきた。

また、近世に入ってから流通経済の発展により、若狭の海の幸は京の民衆のあいだでも、より身近なものとなり、その京への道は、代表的海産物の鯖にちなんで、いつしか「鯖街道」という呼称までも生むに至った。

そして現在も、京の市場では若狭の食は『若狭もの』として珍重され、葵祭りの鯖寿司や塩鯖に代表されるように、年中行事や祭礼に食を通じた関係が見て取れる。

以上のような、自然を基礎にした歴史的、地理的、政治的背景から、若狭の歴史は縄文の古きから現代に至るまで、食との関係、多様な交流を切り離して考えることはできない。

今後の歴史と文化を活かした保存・活用計画のテーマを考えると、過去から現在・未来につながるキーワードとして、時間的（縦断的）かつ空間的（横断的）に包括する「御食国」という言葉を用いて、『新たなる「御食国若狭」の創造へ向けて』とすることが最もふさわしいと考える。さらに、今後の将来的展開を盛り込むため「保存・活用、そして発展」をサブテーマとした。

【保存・活用計画のテーマ】

新たなる「御食国若狭」の創造へ向けて

ー保存・活用、そして発展ー

② 「保存活用区域」とその名称

関連文化財について、要約すれば下記のような概要主旨となる。

- ・豊かな食を生み出した自然は、若狭の歴史文化の基層であり、「年縞」のように積み重ねられながら現代に受け継がれてきた「人と自然とのたゆまぬ共生」の地域として、保存活用と発展をはかる。
- ・都への食の貢進が始まる古墳時代は、畿内さらには大陸との交流開始の画期でもあり、古今を通じた若狭の歴史文化を象徴する用語を用いて、「御食国若狭の成立」として保存活用と発展をはかる。
- ・人々の暮らしに神と仏が同居することで、宗教的儀礼や民俗行事は豊かな食文化をともなって発展し、現在に至ってもわが国の中でひとときわその祈りの原型が(空間的に)継承された「神仏習合の社寺と暮らし」の地域として保存活用と発展をはかる。
- ・近世以降の京の都との文化の往還のなかで、食文化や民俗行事など多様な交流をうみだした「京へつながる鯖街道」として保存活用と発展をはかる。
- ・豊かな海を擁する若狭では、まちや村で食文化をはじめとする多様な人々の暮らしと文化が展開したその中心地である小浜市街地を「海に開かれた小浜城下町」として保存活用と発展をはかる。

保存活用計画のテーマに基づき、関連文化財群ごとに設定した歴史文化保存活用区域は、次の13区域である。

【歴史文化保存活用区域の一覧】

関連文化財群	歴史文化保存活用区域
①人と自然とのたゆまぬ共生	常神半島の漁村風景保存活用区域
	三方五湖の文化的景観保存活用区域
	鯖(はす)川流域遺跡群保存活用区域
②御食国若狭の成立	御食国若狭の首長墓群保存活用区域
	御食国若狭の製塩遺跡群保存活用区域
③神仏習合の社寺と暮らし	神仏習合の社寺と暮らし保存活用区域
④京へつながる鯖街道	鯖街道～遠敷の里～保存活用区域
	鯖街道～針畑越～保存活用区域
	鯖街道～熊川宿～保存活用区域
	鯖街道～港町・起点～保存活用区域
⑤海に開かれた小浜城下町	伝統的町並み保存活用区域
	城下町偉人顕彰保存活用区域
	祭りと伝統産業保存活用区域

2. 関連文化財群及び保存活用区域の現況

(1) 歴史的環境

①「人と自然とのたゆまぬ共生」関連文化財群

人類黎明の時代からの自然との共生・循環の歴史

三方五湖の歴史は幾多の変遷はあったものの数十万年前に遡る。水月湖は15万年にわたる歴史を湖底の年縞として今に伝えている稀有な湖である。出土する遺物は縄文時代に遡り、当該地域で最も古くから人々が住みついた地域といえる。出土品は往時の生活をよく示し、人類黎明の時代からの自然との共生・循環の歴史を伝えている。

縄文期の遺跡は三方五湖の周辺に存在するが、^{はす}鱒川、高瀬川、鳥羽川を遡るように、弥生時代の遺跡と出土物が複合して点在する。また、一方、小浜湾に流れる北川流域においても、縄文から弥生時代の遺跡がある。双方の谷間には、まだ未調査の遺跡群が多数存在している。

現代につながる暮らしの遺産

三方五湖は現在まで長い歴史を積み重ねてきたが、その豊かな自然は国の名勝として常神半島を含む広範囲に指定され、ラムサール条約の登録湿地ともなっている。湖の周辺は景観に調和した梅林として、福井梅の特産地となっているほか、常神半島の漁村集落では漁撈と観光産業が営まれており、現代の課題となっている自然との共生・循環を体現している地域といえる。

また、若狭地域の最初の湊である気山津の史跡や治水対策としての運河や隧道の歴史遺産もあり、湖や海との暮らしの共生とともに、開かれた交流の拠点という歴史も有している。

②「御食国若狭の成立」関連文化財群

御食国若狭の成立と交流

当該地域の古墳時代より朝廷に海の幸を中心に食料を供給する「御食国」であったことが特徴である。延喜式の記載や出土する木簡等でその存在が明らかとなっている「御食国」は若狭のほか、志摩、紀伊、淡路などが知られているが、若狭を支配したのが膳臣（名のとおり、皇室や朝廷の御食（みけ）を担当した伴造氏）であったことを考えると、より重要な役割を果たしていたと考えられる。朝廷に納めるものは、若狭湾で取れた魚が主流であったが、「調」として塩も多く送られているのも特徴の一つである。

その遺産として、海浜部の製塩遺跡、北川流域及び鳥羽川流域にかけて重要な古墳群が存在し、日本海側の一大古墳密集地である。特に、若狭町脇袋の上ノ塚古墳や西塚古墳等の古墳群（国指定史跡）は膳臣一族の墳墓と伝えられている。また、十善の森古墳や丸山塚古墳等で出土したものは、半島・大陸からもたらされた工芸品を有し、海を越えた交流があったことがうかがえる。

この「御食国」としての時代を超えた歴史が、海の幸のみならず、太良庄の荘園を生み、また現在の豊かな食文化の根源をつくったといえる。

③「神仏習合の社寺と暮らし」関連文化財群

神仏習合の聖地として

当該地域は古代より大陸・半島と京畿をつなぐ交通路として発展を遂げてきたが、奈良時代から中世にかけて宗教交流遺産として花開く。全国的にも有名な行事として鵜の瀬で行われる「お水送り」であり、奈良東大寺二月堂で3月13日の未明に「若狭井」から汲みあげる修二会「お水取り」の霊水は1200年の時を超えて、この若狭の地から送られてきた。

多田ヶ岳を中心とする山麓に、国宝・重要文化財の社寺建造物群が密集して残る稀有な地域である。これら社寺建造物群は、多田ヶ岳とその枝峰を「神の宿る山」と位置付け、社寺の主体部から前面および後背に神体山をもつ立地形状となる。いずれの社寺も、広大な旧境内を遺跡として良好に残しており、現在も近隣の民間信仰や民俗行事により守られている。

当該地域の社寺群は、神の宿る山、神仏習合の形態を残す社寺建造物群、旧境内地、信仰集落が一体となって神仏習合を示す文化的景観を形成している。神仏習合が成立した古代的な時期の特色を残しつつ、中世民衆の篤い信仰により守られてきたこれら遺産は、「修験道」という非日常として、俗世間から離れた宗教的な型ではなく、日本人の信仰・思想と深く密着した、地域に根付く里の神仏習合の「原型」を最も色濃く残し、当該地域全体に分布している。

④「京へつながる鯖街道」関連文化財群

鯖街道は「文化の道」

近年、「鯖街道」という言葉が著名になってきているが、「鯖街道」という言葉は古文献には見られず、おそらく戦後に、文人たちが書き始めたのではないかと考えられている。若狭湾で取れた鯖に、一塩して夜も寝ないで京都まで運ぶと、ちょうどいい味になっていたということでつけられた名称ということである。

また、「鯖街道」は1本の道を示すものではなく、若狭湾のいくつかの湊から様々なルートを通じて京畿へ向かう複数の街道の総称として用いられている。

その起源は古く、古墳時代から若狭湾沿岸と畿内との交流があった。当該地域における三方五湖気山津も古代から中世にかけての重要な湊であった。そして、御食国の時代より朝廷に海産物や塩を運ぶ道として定着・発展し、特に近世以降において、若狭湾の海産物とともに北前船から陸揚げされた物資を運ぶ大動脈として小浜から京畿に向かう数本の「鯖街道」が発達し、沿道に宿場や集落が発展を遂げた。

「鯖街道」は、単に物資を運ぶだけではなく、政治、軍事、とりわけ文化の道として、大陸・半島などの文化を届けるとともに、都から幾多の文化をこの地に招へいし、自然を背景に社寺、町並み、民俗文化財が豊富に展開する「若狭と都を結ぶ往来遺産群」を形成している。

⑤「海に開かれた小浜城下町」関連文化財群

湊の変遷と小浜湊の発展

嶺南の中央、若狭地方の中心に位置する小浜市の中心市街地は、湊町小浜と城下町によって築かれた町であり、現在もその町並みの中に数多くの文化財を有している。古来、大陸・半島の湊として発達した地域は、当初、若狭町気山津など各地に自然発生的に存在したが、その後形を整えつつ、小浜市古津、西津と西へ湊を移し、中世以降は天然の良港としての小浜湊が定着し、以後繁栄を続けることとなる。

小浜城下町の成立と発展

城下町としては戦国期、若狭国守護武田氏が後瀬山に築城して本拠とし、麓に町が開かれたのを皮切りに、江戸初期、京極高次が雲浜の地に築城を始め、その後に酒井忠勝が京極氏の築城を引き継ぎ、寛永 19 年(1642)、40 余年の歳月をかけて小浜城を完成させた。酒井氏は城郭とともに城下町の整備も行い、寛文年間(1661～1672)、小浜は約 20,000 人を抱える日本海屈指の城下町となった。以来、酒井家 14 代、237 年間の居城となり廃藩置県を迎えることとなる。

往時のたたずまいと近代化遺産の融合

小浜市旧市街地部は往時のたたずまいを今に残している「小浜西組」が重要伝統的建造物群保存地区に選定されているほか、中組・東組、小浜城跡、西津という城下町の風情を残す景観と社寺等の文化財が集中的に存在している。そこでは、小浜市の中心的な市街地として、商業活動を含む生活が営まれており、祇園祭等の伝統行事も息づいている。

また、近代以降も日本海を中心都市としての位置づけを保っていたため、近代建築等の遺産も各所に点在している。近代遺産の系譜は JR 小浜線（大正年間に開通）に受け継がれ、現在もほぼ全線にわたってトンネル、橋梁、給水塔等の駅施設が残されている。

(2) 自然的環境

自然的環境については、関連文化財群が当該地域全域に及んでいるため、全体としての概況をまとめています。

小浜市は福井県の南西部に位置し、西は大飯郡おおい町と、東は三方上中郡若狭町と、南は東西に走る京都北部一帯に連なる山岳で、大飯郡おおい町と一部滋賀県と境を接し、北は内外海半島、大島半島で囲まれた小浜湾に面している。付近一帯の海岸は国定公園の指定を受け、各所に明媚な風光をかもしだしており、遠く南の山岳地帯に源を発する北川、南川の両河川は、海岸に細長く走る肥沃な平野を貫流して、下流に灌漑をもたらす小浜湾に注いでいる。

若狭町は小浜市の東に位置し、2005年3月31日に、三方郡三方町と遠敷郡上中町が合併して誕生した。合併時に三方上中郡を新設し、同郡に属する唯一の自治体である。東は三方郡美浜町と、東南部は滋賀県高島市と接している。若狭町の地形は、嶺南山地に属する東部から南部の湖北山地と西部の三遠山地及び嶺南低地に属する小浜平野と三方平野に大別される。湖北山地と三遠山地の間には2本の断層があり、その間に挟まれた地域は「三遠三角地」と呼ばれる。三方五湖は三遠三角地の沈降で生じた谷間に水をたたえた沈水湖である。三方五湖は海岸部の常神半島も含め名勝に指定され、また、若狭湾国定公園の一角を占めている。流域は大きく二つに分かれ、旧上中町域では北川が小浜湾に、旧三方町域では鱒川が三方五湖にそそいでいる。

面積は小浜市232.87km²、若狭町178.65km²で、今回の計画対象地域は計411.52km²である。

【計画対象区域図】



(3) 社会的環境

社会的環境についても、関連文化財群が当該地域全域に及んでいるため、全体としての概況をまとめている。

① 人口の動向

小浜市の人口は、昭和 25 年にピークの約 38,500 人であったが、その後横ばいから減少傾向をたどり、平成 17 年では 32,185 人となっている。一方、世帯数は核家族化の影響から順次増加し、平成 17 年では 11,180 世帯に達している。平成 21 年 2 月 1 日の福井県による人口推計では、31,254 人となっており、より人口減少が著しいが、世帯数は 11,329 世帯と増加している。

若狭町の人口は、やはり昭和 25 年にピークがあり約 22,600 人であったが、その後減少と横ばいを続け、平成 17 年では 16,762 人となっている。世帯数は小浜市同様に増え続け、平成 17 年では 4,626 世帯に達している。平成 21 年 2 月 1 日の福井県による人口推計では、16,168 人と微減しており、世帯数は 4,791 世帯と増加している。

計画対象地域である両市町の現況推計人口の計は、47,422 人、16,120 世帯（平成 21 年 2 月 1 日福井県人口推計）である。

② 交通状況

両市町を取り巻く道路交通網は、南北から東西に国道27号が貫き、国道162号が若狭町三方から海岸部を通り、小浜市を經由して京都府方面へ、国道303号が若狭町三宅から滋賀県高島市へ抜け、国道367号が朽木方面から京都市へとつながっている。高速自動車道は舞鶴若狭自動車道が舞鶴方面から小浜西ICまで開通しており、引き続き北陸自動車道敦賀JCT（仮称）まで工事中である。

鉄道はJR小浜線が北東方向から東西に地域を貫いて走っている。敦賀方面より、気山駅、三方駅、藤井駅、十村駅、大鳥羽駅、若狭有田駅、上中駅（以上若狭町）、新平野駅、東小浜駅、小浜駅、勢浜駅、加斗駅（以上小浜市）の12駅があり、舞鶴方面とつながっている。現在、小浜線の上中駅から湖西線の近江今津駅へと結ぶ短絡線、琵琶湖若狭湾快速鉄道の建設計画を、両市町及び滋賀県高島市で推進している。

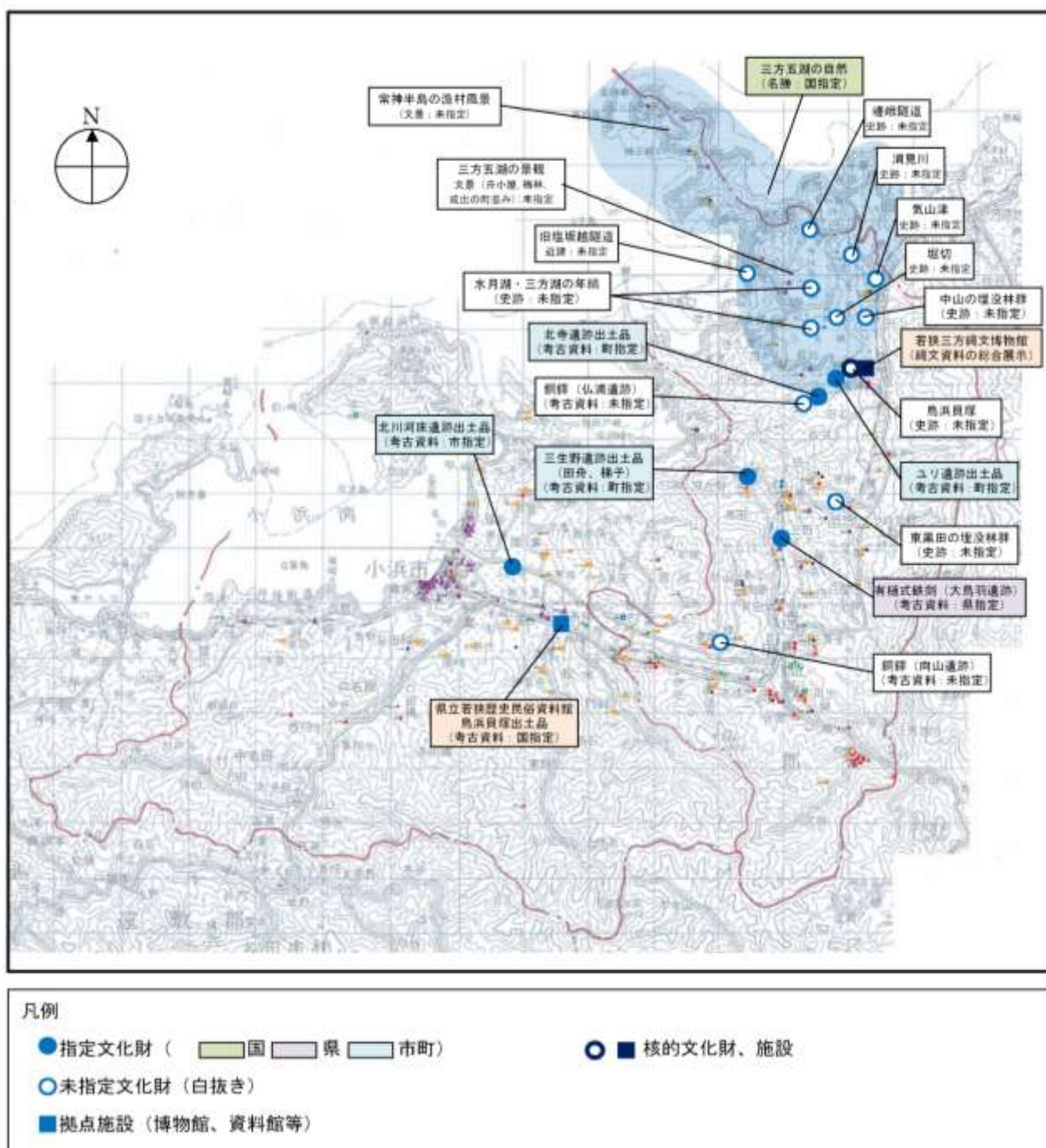
3. 関連文化財群の構成要素

①「人と自然とのたゆまぬ共生」関連文化財群

「人と自然とのたゆまぬ共生」関連文化財群の文化財は、「縄文・弥生時代の遺跡群」と「三方五湖とその周辺における海・湖の暮らし文化遺産と治水史跡群」に大別される。

「縄文・弥生時代の遺跡群」の対象となる文化財（未指定含む）は、三方五湖南東部周辺と各河川流域に集中しているが、件数としては14件と少ない。但し、出土品は一括計上されているので、点数にするとかなりの数に上る。また、未調査の遺跡がほぼ全域にわたって存在しているので、今後の調査の進捗によって、文化財となるものが増加するものと考えられる。

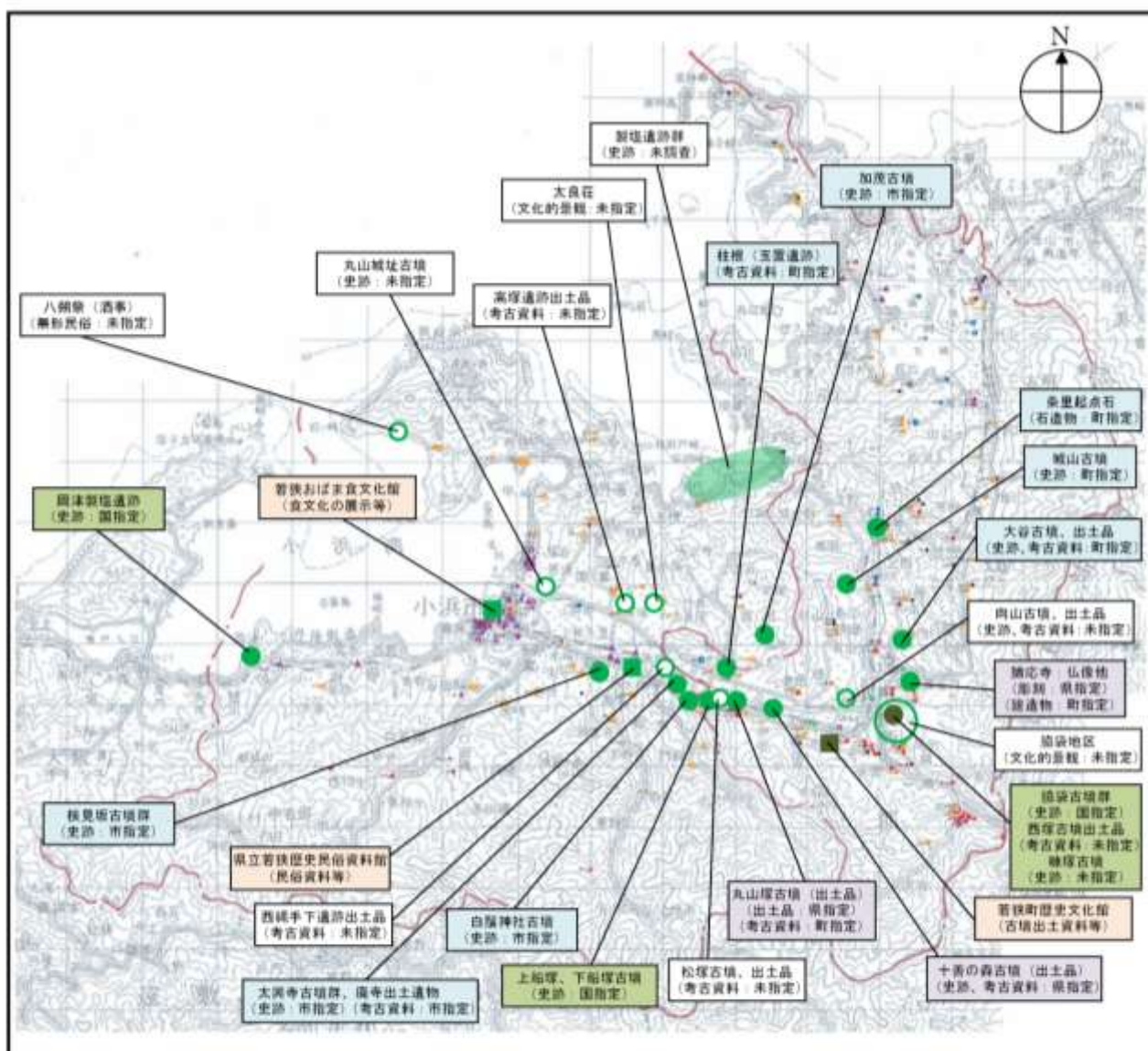
「三方五湖とその周辺における海・湖の暮らし文化遺産と治水史跡群」では、三方五湖とその周辺（常神半島含む）について、広い範囲で国の名勝に指定されているが、個々の文化財（史跡、建造物等）については全く指定されていない状況にある。



②「御食国若狭の成立」関連文化財群

対象となる文化財（未指定含む）は、北川流域及び鳥羽川流域に集中しているが、文化財件数としては34件と多くはない。但し、古墳や遺跡からの出土品は一括計上されているので、点数にすると膨大な数に上り、全国的に見ても貴重なものが多く存在する。また、未調査の遺跡が海浜部、両流域にわたって存在しているので、今後の調査の進捗によって、文化財となるものが増加するものと考えられる。

平成21年度調査においても、脇袋古墳群の一つである「糠塚古墳」が従来、円墳であるとされていたのが前方後円墳であることが確認された。また、今まで海岸付近で確認されていなかった小浜市丸山の日本海を望める稜線において、「丸山城址古墳」が確認され、前方後円墳であることが判明した。これは、古墳時代の若狭の政治的構造をより明らかにする画期的な調査となった。このように、今後の広域の調査により、新しい知見が得られていくものと考えられる。



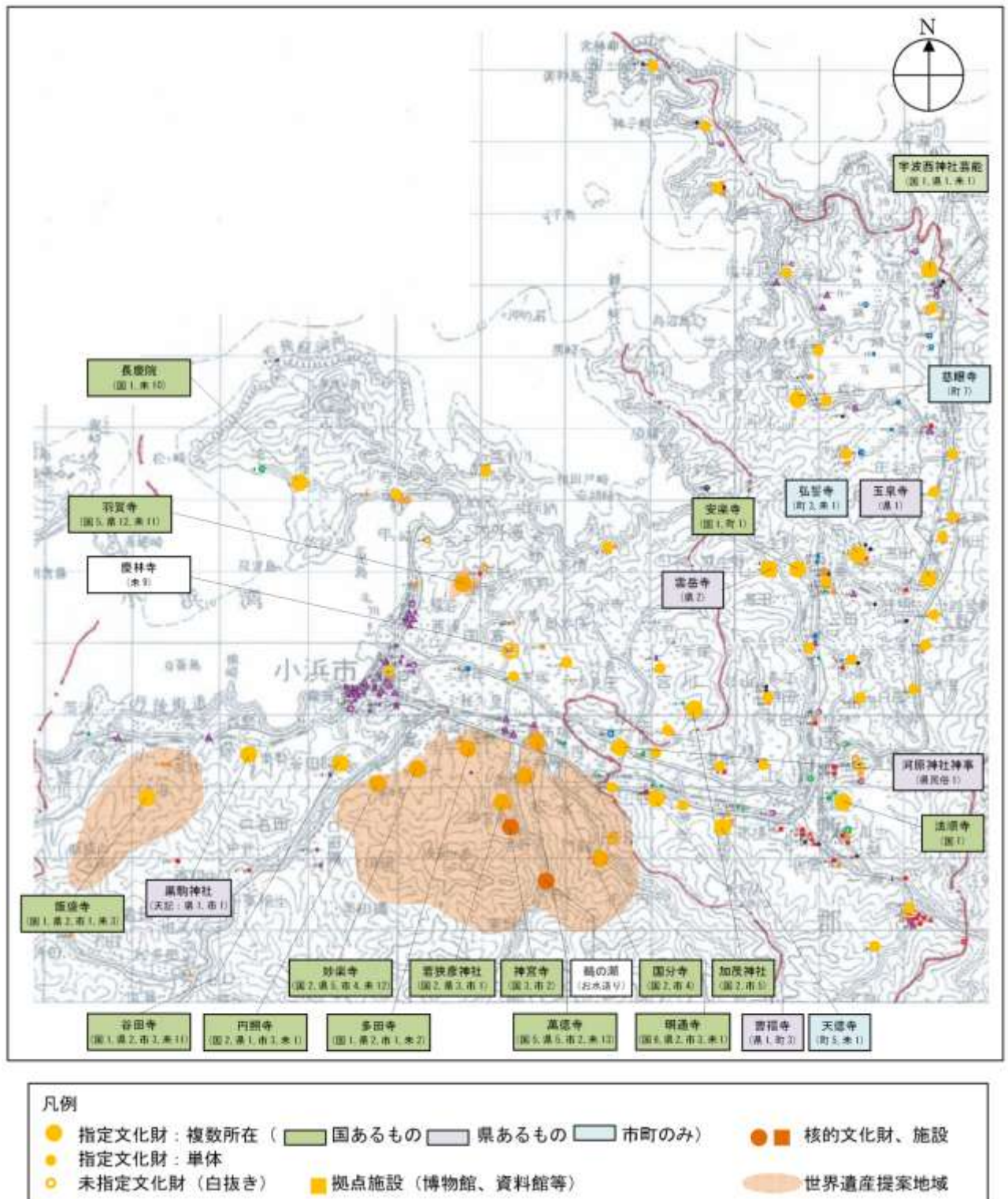
凡例

- 指定文化財 (国 県 市町) ● 核的文化財、施設
- 未指定文化財 (白抜き)
- 拠点施設 (博物館、資料館等)

③「神仏習合の社寺と暮らし」関連文化財群

対象となる文化財（未指定含む）は、霊峰多田ヶ岳の周囲山麓部に集中しており、国宝を含む100件に及ぶ文化財がある。それらから敷衍するように、当該地域の人々が住む集落、市街地に文化財を保有する社寺がほぼ全域に分布している。

文化財種別では、社寺の建造物や社叢とともに、その信仰の対象である収蔵品の彫刻、絵画、工芸品が膨大に存在することがあげられる。若狭が「仏教美術の宝庫」と言われる所以である。したがって、1か所の社寺で数多くの文化財に触れることができる。



④「京へつながる鯖街道」関連文化財群

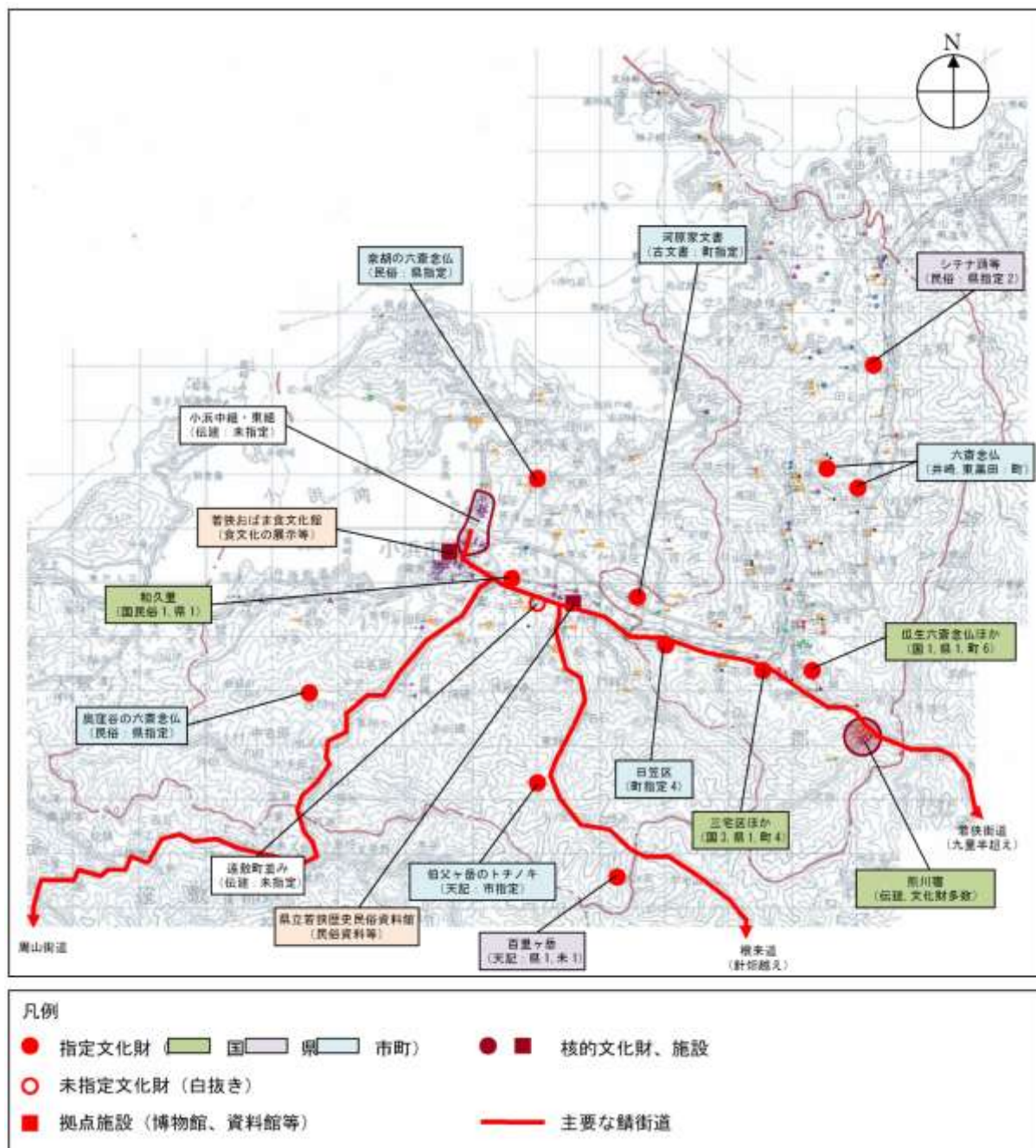
対象となる文化財（未指定含む）は、小浜旧市街地から発し京都へ向かう主要な3本の鯖街道沿道に集中しているが、民俗文化財が多いことが特徴である。

起点である小浜旧市街では、京へつながる鯖街道として指定されている文化財はほとんどなく、小浜中組・東組の町並みなどを含め、調査・検討が必要である。

若狭街道（九里半街道）は鯖街道のメインルートとして、小浜市遠敷の町並み、若狭町の日笠区、三宅区、瓜生区などに有形文化財、無形民俗文化財が連なり、重要伝統的建造物群保存地区である「熊川宿」へ至る。

根来道（針畑越え）は文化財の指定は少ないが、「神仏習合の社寺と暮らし関連文化財群」と重なるとともに、旧街道の風情を色濃く残しており、百里ヶ岳のブナ林（県指定天然記念物）など自然とのかかわりが深いのが特徴である。

周山街道も文化財の指定は少ないものの、やはり「神仏習合の社寺と暮らし関連文化財群」とのかかわりも深く、旧街道の風情があり、沿道集落において無形民俗文化財なども見られる。

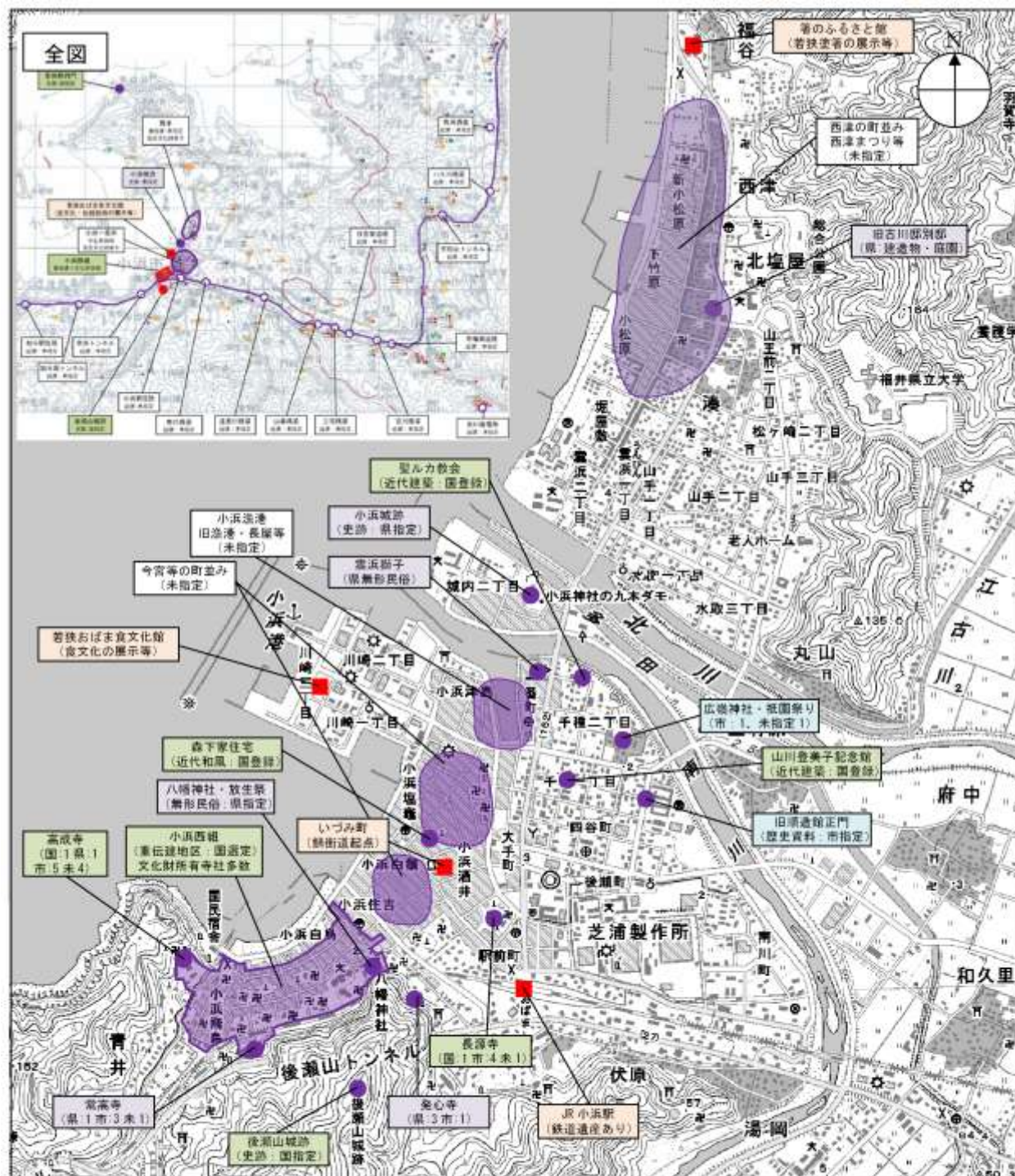


⑤「海に開かれた小浜城下町」関連文化財群

当関連文化財群は、中核となる中世から江戸期を中心とした小浜中心市街地部の城下町・港町遺産群、近代の町と鉄道遺産群に大別される。

小浜中心市街地部の城下町・港町遺産群の対象となる文化財（未指定含む）は、小浜市旧市街地に集中しており、重要伝統的建造物群保存地区を含んだ多くの文化財がある。

近代の町と鉄道遺産群については、小浜旧市街と小浜線鉄道施設全線にわたって分布している。

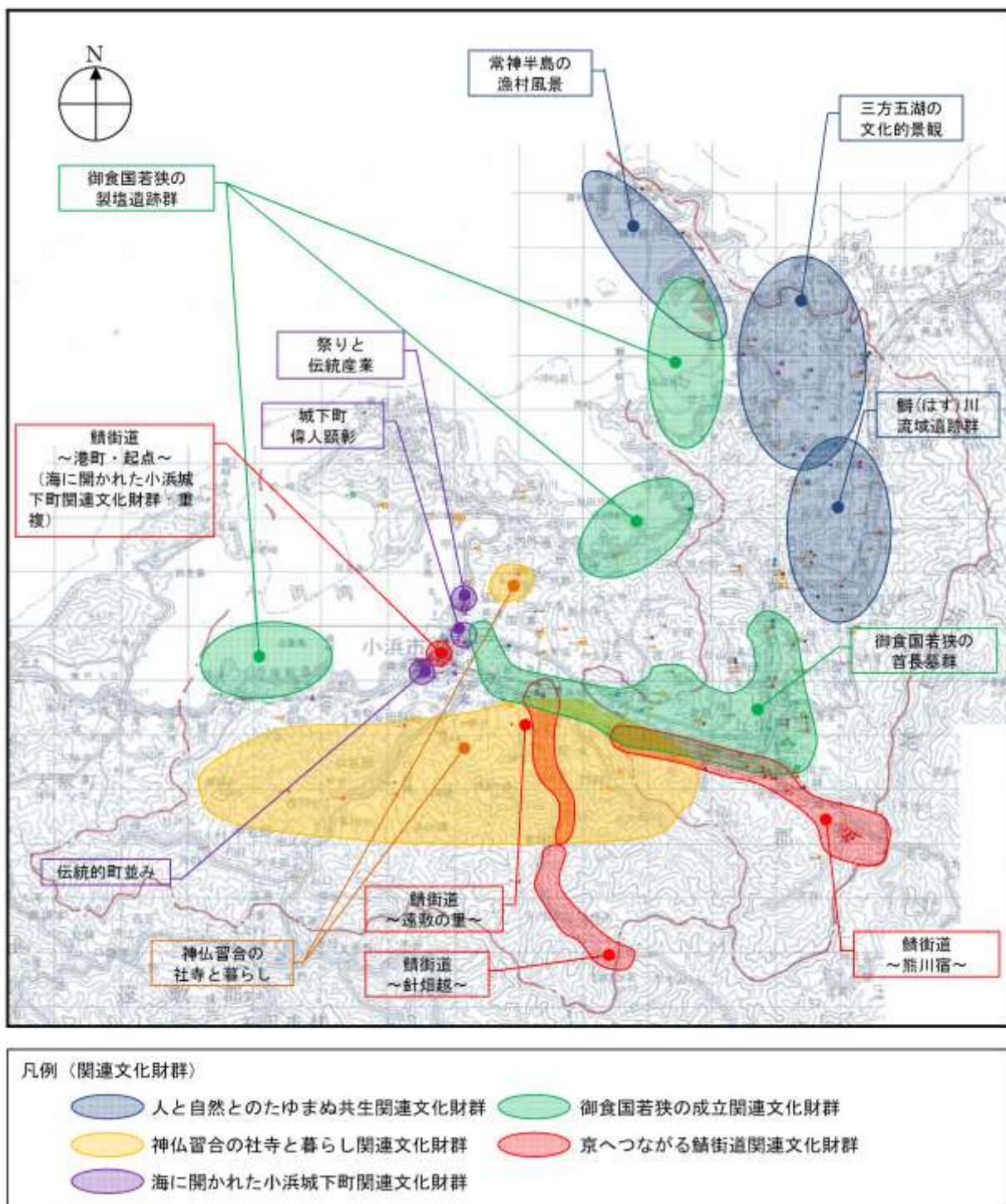


4. 歴史文化保存活用区域の範囲

歴史文化保存活用区域設定の基本コンセプトと範囲は次のとおりである。

- ・ 関連文化財群の趣旨をふまえ、これを示す最も代表的な文化遺産が質・量とも豊富な地域を保存活用区域とする。
- ・ すでに地域に根差している団体や活動を生かすための区域設定とする。また、住民活動のさらなる発展が望める地域、産官学が一体となって魅力あるまちづくりを代表事例として実施可能な地域を設定する。
- ・ 地域特性である「食」や「交流」、「偉人顕彰」などを産業・観光・教育に発展させることができる魅力的な区域を設定する。

【歴史文化保存活用区域位置図】



5. 保存・活用のための体制整備の方針

1) 戦略的、永続的な文化財調査の体制づくり

当該地域の指定等文化財は数量の多さと多種、多様にわたり、その調査段階も様々である。また、未指定、未登録の文化財、関連資源も多く存在する。本構想の対象となる文化財のリストは計画の基礎となるものであり、文化財の保存と活用を視野に入れた戦略的（効果的）で永続的な文化財調査の実施体制を確立する。

2) 広範な文化財指定等と適切な保存管理の体制づくり

保存管理する対象としての文化財（地域資源）リストの整備に基づき、その文化財の置かれた状況を把握し、従来指定等がなされていなかった地域資源も含めて広範な文化財指定を行うとともに、それに適切な保存管理の体制を確立する。

3) 地域の暮らしと文化財を守る整備と体制づくり

当該地域の文化財は地域の自然、産業、暮らしに囲まれ、豊かに存在していることは何度も述べたところである。また、自然環境が豊かで密集市街地も広範囲に存在する当該地域は災害と隣り合わせの環境にある。したがって、文化財を守ることは地域の暮らしを守ることと同義語として捉え、文化財周辺環境の保全と防災体制の整備に取り組む。

4) 地域の誇りと活力を生む文化財の活用と住民意識の啓発の体制づくり

当該地域の文化財は三方五湖（水月湖）の年縞のように、長い間地域において蓄積してきたものである。それらを地域住民が自分たちのものとして捉え、それを地域の誇りと活力になるような文化財の啓発と活用を行っていけるような支援体制づくりに取り組む。

5) 住民協働のシステムづくり

① 情報ネットの充実（情報を提供するとともに提案を受け取る場づくり）

- ・インターネット、広報紙やCATV等あらゆる機会を通じて、住民との双方向の広報・公聴活動の充実を図るとともに、情報公開の充実を図っていく。
- ・広報活動を展開するとともに、計画に対する質問や協力等を受け止めるために、担当窓口を開設し、協働の受け皿整備を図る。
- ・文化財の保存活用の実現にむけての行政や各種団体の活動状況を集約し、定期的な情報を常に流しつつけるとともに文化財の新たな発見や文化財の保存活用の住民提案を受け取る場としての「（仮称）文化財情報センター」などの設置を検討する。

② 自主的な文化財の保存・活用団体の育成・支援（住民の自主的活動の場づくり）

- ・協働（パートナーシップ）の実現のためには、住民の自主的な活動の育成が欠かせない。そのために、各種ボランティア団体の育成等住民の協力を得ながら、住民主体の文化財の保存と活用の推進を図る。
- ・本計画の実現に向けて、関連する各種ボランティア団体に対して課題提示を行いながら、自主的な文化財の保存と活用を検討してもらう場の提供につとめる。また、課題に沿った文化財の保存と活用を自主的に展開する団体に対しての活動費支援の検討を行う。
- ・特に自主的に文化財の保存と活用に参加する機会が作りにくいといわれている立場の女性や子

ども達の参画機会を推進していく。

③ 文化財の保存・活用の計画・事業への住民協働（政策の立案過程や事業実施に住民が協働する場づくり）

- ・本計画策定時に取られたように、今後の行政の計画・事業に対して住民との協働が可能な場を常に確保していく必要がある。本計画実現に対しては、今後さらに各種の計画策定が必要で、事業の具体化も必要である。これらの全てのプロセスで住民協働が必要である。特に、女性や子ども達の計画への参画機会を組み立てていくこととする。
- ・今までは個々に住民協働を検討してきたが、それを本行政の基幹に据えるためには「(仮) 住民協働の文化財の保存と活用条例」といったもので原則的に既定することを検討する。
- ・本計画の実現に向けては、本計画で設置された「検討委員会」を「(仮)文化財の保存と活用住民会議」のような形で発展的に継続し、計画推進を全体的にコントロールする住民協働組織を母体とし、事業の進行管理及び各種事業への住民協働を監視・組み立てていくことを検討する。
- ・その具体的事例として、若狭町では各種住民団体、行政による団体を統合した「(仮称)若狭町文化創造会議」が生まれようとしており、文化財のみならず、文化全般の底上げがなされようとしている。

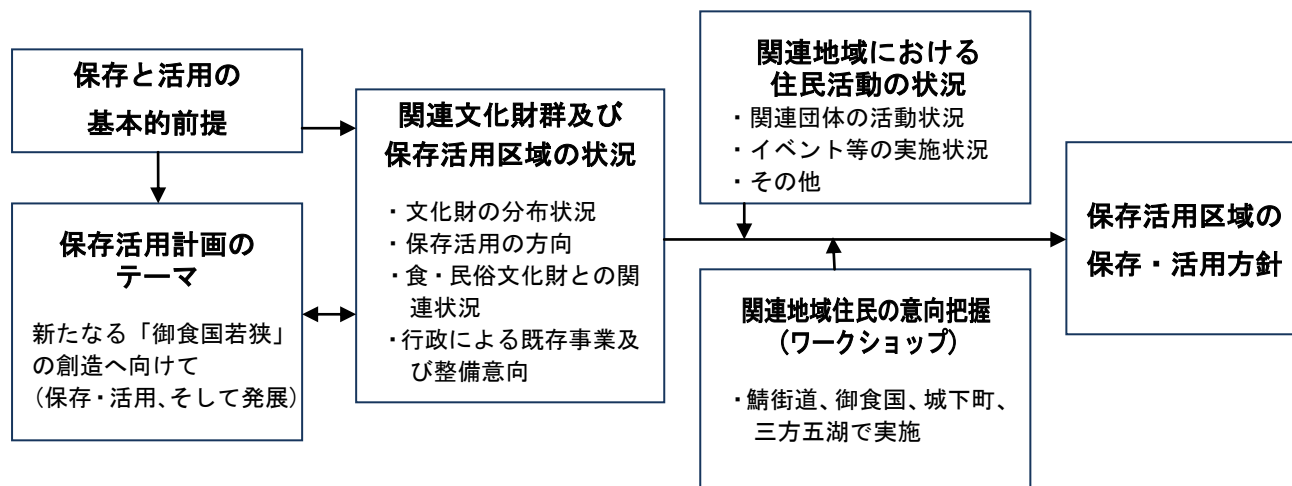
④ 運営・管理への住民協働（住民自ら運営・管理できる場づくり）

- ・協働の文化財の保存と活用がめざすものは、住民自らの「管理・地域経営」といえる。それを実現していくためには、文化財の保存・活用に住民自ら参加できる、例えば「(仮)文化財の保存と活用運営会議」のような場が必要である。
- ・文化財の保存と活用に対する計画・事業への住民協働を運営・管理における住民協力としていけるように高めていく必要がある。このためには行政事務を含めた住民の文化財の保存と活用への権限移譲を検討する必要がある。
- ・長期的には、地域の文化財を監視する機能の付与、すなわち開発等に関して地域の文化財を守るための許可制度を住民の監視団体に与えるなどの措置を検討する。本計画実現をこのプロセスの「壮大な実験の場」として位置づけ、住民協力と行政の仕事を調整しつつ検討していくものとする。

6. 関連文化財群及び保存活用区域の保存・活用の方針

保存と活用に対する基本的前提と「小浜市・若狭町保存活用計画」のテーマに基づき、関連文化財群及び保存活用区域について、保存・活用の方針を次のような流れで設定する。

【保存・活用方針設定の流れ】



1) 保存と活用に対する基本的前提

ゆるやかな時間の流れの中で、悠久の昔から先人により守り伝えられてきたかけがえのない文化遺産を、まずは最低限保存していくことが大前提の歩みでなくてはならない。また、文化遺産は地域の環境と暮らしの中で存在することから、地域環境と暮らしの保全と一体的に考えなくてはならない。

文化遺産の活用にあたっては、地域の暮らしを守るとともに、その地域振興に即したものでなくてはならない。そのためには、文化遺産の保存を第一義とし、特に開発が伴うものについては目配りが必要であり、文化遺産の破壊や不調和を来すような開発は絶対避けねばならない。

2) 保存・活用方針

① 食を育んだ自然との共生（人と自然とのたゆまぬ共生）

● 豊かな自然、水、森を守る

豊かな森は清らかな水を育み、豊潤な海を創り出す。豊かな食の根源は豊かな自然にある。

近年ますます増大する生態系の乱れをただし、後世へ守り伝えていくことが御食国若狭の根幹になる。

● 縄文人の生活に学ぶ

古来、人々は自然と共生し暮らしてきた。そのルーツに縄文人の生活があり、これに学びながら現代における活用をはかるため、自然への理解を深めていく学習を進めていく。

② 食に関連した歴史の調査研究（御食国若狭の成立・京へつながる鯖街道）

● 「御食国」の歴史を活かす

御食国の歴史解明については、考古学調査の進展が不可欠である。また、計画区域だけでなく、まずは「旧若狭国」、さらには「都」や他の「御食国」と比較検討した幅広い調査研究や連携が求められる。また、計画区域の史跡調査は住民との連携による研究や調査結果の公開に

よる還元などにより、地域住民との関わりを大切にした保存活用を加味した史跡整備の方針を検討していく。

●「鯖街道」の歴史を活かす

宿場町や町並みとしての点にとどまらず、線としての鯖街道沿線の歴史・建造物・民俗など多様な調査を広域で進め、地域独自の保存活用の方針を「文化的景観」という多面的側面から検討する。特に、京都・滋賀との連携についての検討を深め、過去の成果を基礎にしながら、住民に受け入れやすいソフト事業を展開し、その中で保存意識を高めていく。

③ 食を育んだ人々の調査研究（神仏習合の社寺と暮らし・海に開かれた小浜城下町）

●「ハレの食の今昔」「ケの食事の今昔」「行事神饌の今昔」

アンケート調査や聞き取りなど住民の協力を得ながら悉皆調査を進める。行事食・神饌については無形民俗文化財の中で綿密な調査を実施して保存を進める。日常食については、その歴史的意義、加えて栄養学、健康学をも考慮しながら、ナレズシなどの伝統料理・食材・人材の調査を進めて新たな文化財認定などの方策による保護を図る。

●「神仏習合」と「薬餌と精進」

世界遺産暫定リスト登録候補地を中心に「神仏習合」の歴史を探る。それとともに社寺における食の歴史「薬餌と精進」などの調査研究を進める。

④ 御食国の新たな創出に向けた食文化と関連産業への展開

● 伝統食から新しい食の創出を探る

伝統的食材の保存復活運動（鯖・葛・三方五湖淡水魚など）と連携し、その活用事業を検討する。新規に開発される特産品についても、新たな食文化の一端を担うものとして歴史的意義を価値づけて普及啓発する。新たな食文化の創出は、御食国の発展につながるため積極的に歴史的裏付けから支援し、産業界への展開を図る。過去の、多様な漁業の方法も、まちづくりの観点から再興することも考える。

⑤ 食文化・古来の文化交流を基軸とした広域への展開

御食国は、小浜・若狭のみならず、旧若狭国全域に広がる歴史であり、今後の連携事業や計画範囲の拡大を推進する。また京や近隣地域、日本海側諸地域、さらには従来の歴史と現代の海を越えた韓国や中国などとの取り組みを礎にしながら、東アジアとの連携も深めていく。

⑥ 地域学習における食の教育への展開

歴史文化の学校教育（ゆとり教育など）や社会教育（集落活動、地区公民館活動など）による学習体験から地域に誇りを持ち、第一次産業の体験から調理までの継続的学習による食育を展開・支援し、御食国若狭の創造的発展を担う次世代の育成に努める。

7. 保存・活用のための事業計画の策定

(1) 地域全体として取り組む事業計画

関連文化財群及び保存活用区域に関わらず、地域全体として取り組む事業計画は次のとおりである。

1) 総合的な取り組み

地域全体として取り組む総合的な取り組み（事業計画）は以下のとおりである。

	総合的な取り組み（事業計画）
保存活用基本方針	・ 地域資源の掘り起こしと未指定文化財の詳細調査 ・ 文化財リストの整備と定期的な文化財の状況把握 ・ 文化財災害危険マップの作成 ・ 歴史文化基本構想の普及・啓発 ・ （仮称）文化財情報センターの設立
①保存修理事業計画 文化財の調査、保存・修理に関する事項	・ 文化財調査と文化財指定の推進 ・ 個別の文化財の毀損状況等の把握と修理方針の設定 ・ 修理技術の保存と育成
②環境整備事業計画 文化財の周辺環境整備に関する事項	・ 文化財周辺環境調査の推進 ・ 景観形成計画の策定と実施 ・ 面的文化財指定等の推進 ・ 保存環境整備改善計画の策定
③保存施設事業計画 文化財の管理に必要な標識や収蔵施設などに関する事項	・ 保存施設管理計画の策定 ・ 保存施設整備計画の策定
④防災施設事業計画 文化財の防災施設などに関する事項	・ 文化財地域防災システムの整備 ・ 文化財防災計画の策定（防犯・防盜など人的災害対応含む） ・ 文化財防災ハザードマップの作成
⑤活用施設事業計画 文化財の活用に関する施設などに関する事項	・ 地域の暮らしを保全し、活力を生む活用施策の実施 ・ 文化財活用計画の策定 ・ 国内外交流（観光）計画の策定
⑥普及・啓発事業計画 文化財の普及・啓発などに関する事項	・ 保存活用の段階に応じた協働の場の提供

2) 「民俗文化財」の保護継承と活用

① 保護活用の方向性

「若狭地方は、民俗文化財の宝庫」といわれており、当然のことながら5つの関連文化財群においても民俗文化財は重要な構成要素となっている。5つの関連文化財における民俗文化財を概括すれば、豊かな自然を背景に、民俗文化財の原初形態ともいえる祈りの先史時代、古墳時代で展開された埴輪祭祀を始めとする古代、社寺を中心とする神仏習合の祈りとしての中世、京の都から伝えられた祭礼行事の近世、海に面した小浜の町に華やかに伝えられた近世からの祭礼などということになる。そして、消長を伴いながらも往古から現在までの緩やかな時間の流れのなか、美しい農山漁村の景観と一体となって今に伝えられてきたのである。

しかしながら、この極めて重要な民俗文化財は、5つの関連文化財の各保存活用区域を超えて両市町全域に、かつ稠密に分布しており、その括りのなかに入らないものが大多数を占める。

そして、これらの民俗文化財は、本計画におけるテーマ「食」文化とも密接に関わりながら、地域住民にとってはもっとも親しい文化の基層にある生きた文化財であり、人々の暮らしや地域コミュニティと直接関わる重要なものである。

そこで、文化財としての指定・未指定や国・県・町などの指定区分に関わることなく、いずれも各集落における大切な先祖伝来の民俗文化財として、現在の伝承状況を最大限に尊重しつつ全域の保存活用を図っていくことを第一義とする。

② 保護・活用の方針

【基本方針】

- ・両市町全ての集落に年間を通じて、年初めの行事、農耕儀礼、神社祭礼、夏の盆行事、秋・冬の行事など極めて多様な民俗文化財が分布しており、これら全て全域の保護活用を進めていくことを大前提とする。
- ・今では途絶えてしまった民俗文化財についてもその復活を模索しながら、調査・保護・顕彰を進め、次世代につないでいく。
- ・どの段階においても、民俗文化財と「食」文化との深い関わりを注視した調査を行い、一体的な保護・継承の手立てを講じていく。
- ・「ケ・ハレ現象」という変化の激しい「食」文化時代、そして健康志向やグルメを通じた「食」文化意識高揚時代のなかで、伝統的「食」文化そのものも、無形民俗文化財として、指定や選択などの保護・顕彰を図っていく。
- ・小浜市のいさざ漁や若狭町のたたき網漁・葛粉生産など食そのものの採取や生産に関連する伝統産業としての習俗も無形文化財指定や選択などを進めて、保護・継承していく。
- ・保護継承の活動として、現在、小浜市では、食と民俗文化、伝統料理についての調査が「御食国若狭おばま食文化館」を中心にすすめられている。若狭町では、平成20年に「若狭町伝統文化保存協会」が発足し、集落への悉皆調査、発表の場としての「伝統文化のつどい」などが開催されてきた。これらをベースとして、両市町連携体制の新たな取り組みを模索していかなければならない。

- ・民俗文化財は、広くは若狭地方一体に分布しており、保護・継承の輪を、若狭地方全域に広がるよう隣接行政や県教育委員会との連携を図っていくことも今後の課題である。

【基幹となる遺産】

指定文化財を核としながらも、各集落に今も伝えられている未指定（途絶えたものも視野にいれながら）のものも含めた全ての民俗文化財。

【基幹となる保護活用施設】

小浜市文化会館、若狭町パレオ

各集落の、社寺、舞堂、公民館などを基幹施設としていく。

【保護活用の方針】

以下のような方針で保護・継承を図っていく。

○調査として、「食」との関連を視野に入れながら、悉皆的、系統的に進め、文化財としての価値付け、並びに今日的意義づけを行っていく。

○継承体制への支援として、最も大きな課題である担い手育成や文化財としての保護、相互に学びあう場を設けていく。また、調査による今日的価値づけを周知させて、継承の後押しをしていく。

○普及活動として、民俗文化財を客観的に再認識する場としての発表の場や学校・社会教育との連携を図っていく。

③ 事業計画

事業項目	事業内容
(1) 調査 (文化財としての価値付け、今日的意義づけ)	①集落に対する悉皆調査 ・人口減少や高齢化の進むなか、次世代への継承の課題を抱えており、民俗文化財については地域住民の関心も高い。住民の協力を得ながら基本的な調査を行っていく。そして、この調査は「食」との関連を項目化していく。
	②系統別の学術調査 ・多種多様に行われている民俗文化財について、学術的に系統立てて調査を進めていく。
	③民俗文化財の今日的意義の研究調査 ・民俗文化財が過去の迷信や無意味な儀礼と見られることがあるなかで、その発生から今日までの経過とともに、その民俗行事の深い意義・意味について、広い視点で今日的説明解釈の研究調査をしていく。
	④学術調査の住民への結果還元 ・調査の結果については、学問的な世界で完結させず、住民にその結果を知らせていく。今日的意義については特に還元し、継承の後押しとしていく。
(2) 保護措置・継承体制への支援 (文化財としての保護・担い手育成)	①文化財としての指定や選択 ・調査により重要なものは、指定文化財として保護顕彰を図る。また既指定の文化財についても、市町指定から県へ、県から国へなどの指定区分の見直しを図る。 ・系統や類似する民俗文化財については、一括して群域的に指定を行うなどの保存措置をとっていく。 ・伝統的な「食」文化についても、滋賀県の取り組みのように、風俗習慣として「選択」などの方法で保護・継承を図る。 ・伝統的な漁や葛粉生産などの方法についても、「食」文化同様の保護・継承を図る。
	②相互研鑽(次世代への継承の課題など)の場の設定 ・継承における課題の共通確認や解決方法を相互に学ぶ研鑽の場をもつ。
	③記録保存 ・長い年月のなか伝えられてきた伝統文化は、少しずつ変化してきた部分もある。大きな変化を避けるためにも、その内容について、映像や音声など、今日的機器でもって記録保存を行っていく。
	④テキスト作成 ・記録保存されたものは、テキストとして写真などとともに明文化して、今後の継承に役立てていく。
	⑤途絶えた民俗文化財の復活 ・時代の不可避の流れで途絶えた民俗文化財については、調査しながら、その復活を模索していく。
(3) 普及 (民俗文化財を客観的に再認識する場)	①継承に向けた学校・社会教育への連携的協力システムの構築 ・特に、その地域で著名なものを中心に、公民館などの社会教育、総合的な学習などの学校教育において、民俗文化財に触れる機会をもうける。
	②相互発表の場の設定 ・民俗文化財の舞台などでの実演を行い、相互に見聞を広め学習していく。
	③両市町の一体的発表や相互学習の模索展開 ・市町域を超えて、同様の民俗文化財が行われており、今後の連携した取り組みが不可欠である。さらに、若狭地方一円に輪を広げていく。

(2) 関連文化財群及び保存活用区域の事業計画

1) 「人と自然とのたゆまぬ共生」関連文化財群

① 「人と自然とのたゆまぬ共生」関連文化財群の位置づけと歴史文化保存活用区域の設定

名勝三方五湖地域は、その海と湖を抱く豊かな自然遺産の中で、縄文のタイムカプセルとも呼称され、わが国を代表する縄文遺跡の鳥浜貝塚が現代の我々に語るように、人と自然が連綿と共生してきたところである。この豊かな、水や森の自然遺産を守りながら、その生活景観についてもその特徴を捉えながら、次世代へ継承できる、より磨きのかかった空間にしていけることが必要である。

その保存活用の方向は、過去に学びながらの自然再生と、未来に向かった新しい自然との共生スタイルの確立といえ、調和のある自然なくしては、豊かな食も、その恩恵を受けての人間の文化活動も成立しえないと思われる。

歴史文化保存活用区域の設定は、文化遺産の性格から見た地域的集積と保存活用の方向から次の3つにゾーニングした。

- 「常神半島の漁村風景」保存活用区域
- 「三方五湖の文化的景観」保存活用区域
- 「鱒川流域の遺跡群」保存活用区域

計画推進にあたっては、豊かに展開されている地域活動を集約するとともに、暮らし・生業と深くかかわっていることから、地域住民の共通の理解と取り組みが最も重要になるとともに、三方五湖の管理団体である隣接の美浜町との連携を深めるものとする。

② 歴史文化保存区域の保存・活用方針

「常神半島の漁村風景」

【基本方針】

豊かな自然・漁村風景を基盤とし、古くは刀禰^{とね}を中心として美^{うま}しものを都に供給していた史実があるこの地域を、「食」と「原風景」を基盤としたまちづくり地域とする。

【基幹となる遺産】 名勝三方五湖、漁村景観、常神半島の尾根道

【基幹となる保存活用施設】「西田公民館」「各集落センター」

【保存活用の方針】

- ・ 集落の伝統行事を核とした集落づくりの更なる推進。
- ・ 各漁村風景の特徴と山と村と海との棲み分けとして、住民主体の景観指針づくりとその実践を推進していく。
- ・ 豊かな海産物の提供、民俗行事との連携、海・山・漁村風景を活かした観光振興を進める。
- ・ 縄文博物館友の会「DOKIDOKI 会」や NGO「ハスプロジェクト推進協議会」などの住民団体との有機的連携を図っていく。
- ・ 自然、景観に配慮した公共事業の推進を図る。

「三方五湖の文化的景観」

【基本方針】

名勝三方五湖の中心地域として、自然と共生した文化的景観・伝統産業・民俗行事・自然保護系の活発なボランティア活動などから、より住民と一体となった保存活用を図る地域とする。また、今まで三方五湖を維持してきた治水施設の歴史を学ぶため、治水に関する遺産の保存と活用を進めることとする。

【基幹となる遺産】 名勝三方五湖、浦見川運河、嵯峨隧道、堀切、水月湖の年縞

【基幹となる保存活用施設】 「若狭三方縄文博物館」「西田公民館」「各集落センター」

【保存活用の方針】

- ・ 浦見川運河などの治水に関する遺産の文化財指定と活用方策の検討。
- ・ 集落の伝統行事を核とした集落づくりの更なる推進。
- ・ 各漁村風景の特徴と山・村・梅林・湖との棲み分けとして、住民主体の景観指針づくりとその実践を今後の地元調整などにおいて検討するものとする。
- ・ 豊かな湖・川・里（梅）の産物の提供、民俗行事との連携、湖・山・漁村風景を活かした観光振興を進める。
- ・ 縄文博物館友の会「DOKIDOKI 会」や NGO「ハスプロジェクト推進協議会」などの住民団体との有機的連携を図っていく。特に食（食育）に着目した連携に配慮する。
- ・ 自然、景観に配慮した公共事業（三方五湖にそそぐ河川等のコンクリート護岸から石積み護岸への改修など）の推進を図る。
- ・ 湖の生態系を乱す外来魚等の除去。

「罾川流域の遺跡群」

【基本方針】

「人と自然」循環・共生をテーマに、これを実践した縄文人に学び、現代の生活に取り入れる学びの場としての保存活用を促進する地域とする。

【基幹となる遺産】 鳥浜貝塚、北寺遺跡など

【基幹となる保存活用施設】 「若狭三方縄文博物館」「福井県立若狭歴史民俗資料館」

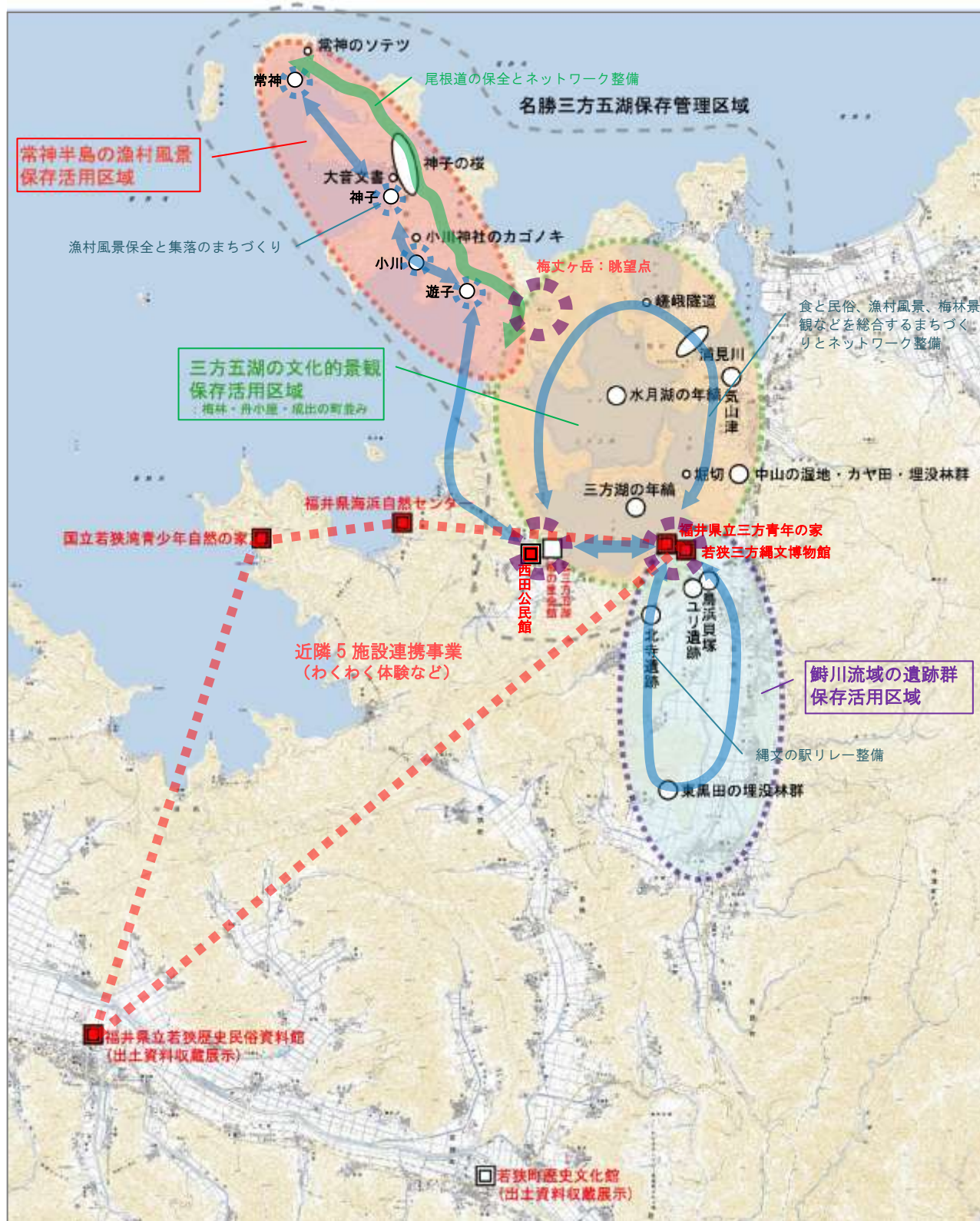
【保存活用の方針】

- ・ 未調査の遺跡の調査を進めるとともに、その保存方策を検討する。
- ・ 3つの区域にある14箇所の縄文遺跡に「縄文の駅」を設け、リレー的に縄文遺跡を巡れるようにする。
- ・ 「DOKIDOKI 会」や「ハスプロジェクト推進協議会」などの数ある住民団体の有機的連携を図っていく。

③ 事業計画

保存活用区域	常神半島の漁村風景	三方五湖の文化的景観	鰯川流域遺跡群
保存活用基本方針	豊かな自然・漁村風景を基盤とし、古くは刀禰を中心として美しものを都に供給していた史実があり、「食」と「原風景」を基盤としたまちづくり地域とする。	名勝三方五湖の中心地域。自然と共生した文化的景観・伝統産業・民俗行事・自然保護系の活発なボランティア活動などから、より住民と一体となった保存活用を図る地域とする。	「人と自然」循環・共生をテーマに、これを実践した縄文人に学び、わたしたちの生活に取り入れる学びの場としての保存活用を促進する地域とする。
①保存修理事業計画 文化財の調査、保存・修理に関する事項	- 食文化の文化財指定の検討 - 集落の伝統行事を核とした集落づくりの更なる推進	- 浦見川運河などの治水に関する遺産の文化財指定と活用方策の検討 - 食文化の文化財指定の検討 - 集落の伝統行事を核とした集落づくりの更なる推進	- 文化財調査の推進（未指定遺跡など） - 集落の伝統行事を核とした集落づくりの更なる推進
②環境整備事業計画 文化財の周辺環境整備に関する事項	- 名勝三方五湖の保存管理計画の充実 - 文化的景観指定の検討 - 景観計画の策定 - 各漁村風景の特徴と山と村と海との棲み分けとして、住民主体の景観指針づくりとその実践を推進 - 自然、景観に配慮した公共事業の推進	- 名勝三方五湖の保存管理計画の充実 - 文化的景観指定の検討 - 景観計画の策定 - 山・村・梅林・湖との棲み分けとして、住民主体の景観指針づくりとその実践を今後の地元調整などにおいて検討 - 自然、景観に配慮した公共事業の推進	- 景観計画の策定 - 自然、景観に配慮した公共事業の推進
③保存施設事業計画 文化財の管理に必要な標識や収蔵施設などに関する事項	文化財（未指定含む）の標識・説明文整備	文化財（未指定含む）の標識・説明文整備	文化財（未指定含む）の標識・説明文整備
④防災施設事業計画 文化財の防災施設などに関する事項	防災体制整備（特に津波対策等）	防災体制整備（特に洪水対策等）	防災体制整備（特に洪水対策、山地災害等）
⑤活用施設事業計画 文化財の活用に関する施設などに関する事項	- 豊かな海産物の提供、民俗行事との連携、海・山・漁村風景を活かした観光振興 - 尾根道の整備	豊かな湖・川・里（梅）の産物の提供、民俗行事との連携、湖・山・漁村風景を活かした観光振興	「縄文の駅」を設け、リレー的に縄文遺跡を巡れるようにする
⑥普及・啓発事業計画 文化財の普及・啓発などに関する事項	5施設連携のわくわく体験塾を官民一体となり進め、御食国の基盤となった豊かな自然の保護を進める取り組み（森や水の保護）との連携 - 縄文博物館友の会「DOKIDOKI会」やNGO「ハスプロジェクト推進協議会」などの住民団体との有機的連携を図っていく。特に食（食育）に着目した連携に配慮 - 食のまちづくりに関連し「食育」との深い連携により、自然保護活動の教育普及	5施設連携のわくわく体験塾を官民一体となり進め、御食国の基盤となった豊かな自然の保護を進める取り組み（森や水の保護）との連携 - 縄文博物館友の会「DOKIDOKI会」やNGO「ハスプロジェクト推進協議会」などの住民団体との有機的連携を図っていく。特に食（食育）に着目した連携に配慮 - 食のまちづくりに関連し「食育」との深い連携により、自然保護活動の教育普及 - また、三方五湖の管理団体である隣接の美浜町との連携	5施設連携のわくわく体験塾を官民一体となり進め、御食国の基盤となった豊かな自然の保護を進める取り組み（森や水の保護）との連携 - 縄文博物館友の会「DOKIDOKI会」やNGO「ハスプロジェクト推進協議会」などの住民団体との有機的連携を図っていく。特に食（食育）に着目した連携に配慮 - 食のまちづくりに関連し「食育」との深い連携により、自然保護活動の教育普及

【人と自然とのたゆまぬ共生関連文化財群：歴史文化保存活用区域事業計画図】



凡 例



核となる拠点



景観整備拠点(漁村景観)



ネットワーク整備



基幹となる遺産



基幹となる保存活用施設



その他施設

2) 「御食国若狭の成立」関連文化財群

①「御食国若狭の成立」関連文化財群の位置づけと歴史文化保存活用区域の設定

藤原京や平城京から、若狭地方の調としての塩に加えて、贄（にえ）の納付を示す木簡が発見されており、若狭は志摩や淡路・紀伊などとともに、御食国（みけつくに）と位置づけされている。「御食国若狭」とは、古代から現代までの一貫した若狭の面目を言いた表現である。

最近の調査によっては、若狭地方における首長墓の造営が、小浜市域の海を臨む丘陵上に位置する4世紀後半の前方後円墳にさかのぼることとなり、その後5世紀初めから上中地域の平地に盾形の周濠と葺石、埴輪を持つ首長墓としての前方後円墳の盛行、大型円墳という考古学的流れがあることが明らかとなった。これらの古墳は、小浜市から若狭町の上中地域にかけての北川流域を中心に帯状に分布している。

これら古墳の被葬者は、御食国の始祖ともいえる膳臣一族と考えられており、文字通り、大和政権に食を貢進し、土器製塩を担う一族でもあった。また、日本書紀によれば、朝鮮半島と交流をしてきた一族であり、古墳からの出土品は、このことを裏付けるものと考えられている。

以上を踏まえ、歴史文化保存活用区域の設定は、御食国の歴史的史実を証左する北川流域の古墳群と若狭湾岸沿いの製塩遺跡をそれぞれにゾーニングしながら、御食国若狭のなかで一体的な調査研究、顕彰の整備活用を推進していく。

○「御食国若狭の首長墓群」保存活用区域

○「御食国若狭の製塩遺跡群」保存活用区域

そして、これらは両市町だけの閉じられた整備活用にとどめず、既存の交流を足がかりにしながら、大和政権の畿内、同じ御食国に位置づけされる志摩や淡路など、更に朝鮮半島との豊かな史実に基づいた歴史物語による外に開かれた文化交流を検討推進していく。

なお、本計画を通じて古代若狭の国のなかにあった隣接町的美浜町とおおい町とも関係を構築発展させることとする。また、韓国にも鯖街道があり、古墳と鯖街道をテーマとした交流が考えられる。

② 歴史文化保存区域の保存・活用方針

「御食国若狭の首長墓群」

【基本方針】

御食国の祖ともいえる膳臣に関連した大規模首長墓群を中心エリアとし、単なる古墳整備だけでなく「御食国」をテーマとすることで広域連携のまちづくりの中核とする。狭域では各古墳のネットワークを視野にいたした保存活用を官民一体となって実施する。

【基幹となる遺産】

（小浜市域）

白鬚神社古墳（市）、九花峰古墳・丸山城址古墳（海を臨む）

大興寺古墳群（大興寺松塚古墳、鷺塚古墳、大興寺26号墳）

国分寺古墳群（国分寺古墳、国分古墳、国分19号墳）

加茂古墳群（加茂北古墳、加茂南古墳）

(若狭町上中地域)

脇袋古墳群 (西塚古墳(国)、上ノ塚古墳(国)、中塚古墳(国)、糠塚古墳、脇袋丸山古墳)

天徳寺古墳群 (十善の森古墳(県)、丸山塚古墳(町)、上高野古墳)

日笠古墳群 (上船塚古墳(国)、下船塚古墳(国))

城山古墳(町)、大谷古墳、向山古墳群

【基幹となる保存活用施設】

(小浜市域)

「福井県立若狭歴史民俗資料館」

「御食国若狭おばま食文化館」

(若狭町域)

「若狭町歴史文化館」

【連携施設】

「若狭三方縄文博物館」

「若狭鯖街道熊川宿資料館」

【保存活用の方針】

- ・ 上記の国、県、町指定、未指定史跡である古墳の調査を行っていく。(史跡指定の古墳については、可能な範囲で追加指定を考慮した範囲確認調査をすすめる。)
- ・ 両市町のみならず若狭一円の代表的古墳マップを作製する。
- ・ 「古墳の駅」を設けて、若狭全体の古墳が巡れるようなコースを設定し案内説明板を設ける。
- ・ 各地区公民館とタイアップしながら、住民主体となった学習会、古墳の清掃、古墳リレーマラソンなどのソフト事業を進め、古墳への関心を喚起し、古墳の整備につなげていく。
- ・ 指定の見直し、未指定古墳の追加指定などを行う。
- ・ 関連施設の連携を、サポーターの連携を通じて強化していく。
- ・ 若狭を代表する広域首長墓の公有化をすすめ、古墳土地所有者と住民、学識経験者と行政の協働で、ここ若狭ならではの手法を模索して整備を推進していく。
- ・ 小浜市の韓国慶州との姉妹提携、若狭町の高槻市との姉妹提携(継体大王をテーマとして)の関係からの交流の強化。
- ・ 古墳と鯖街道をテーマとした韓国との交流の輪を広げる。

「御食国若狭の製塩遺跡群」

【基本方針】

古くから都に塩を大量に供給していた地域であり、海水からの塩づくりなど教育・産業に波及するものとして、首長墓保存活用区域のサテライトとして位置付け、ネットワーク整備を図る。

【基幹となる遺産】 岡津製塩遺跡(国)

【基幹となる保存活用施設】

(小浜市域)「福井県立若狭歴史民俗資料館」、「御食国若狭おばま食文化館」

(若狭町域)「若狭三方縄文博物館」

【保存活用の方針】

- ・ 若狭湾沿岸部に未調査の製塩遺跡が広範囲に分布しているため、発掘調査を進める。
- ・ 岡津製塩遺跡をベースにした土器製塩の再現を行い、古代若狭の塩づくりのパンフレットを作る。
- ・ 海水からの塩作り体験を、小浜市と若狭町のサポーターの連携などにより、学校や公民館などへその輪を広げていく。
- ・ 「製塩遺跡の道」を設けて、若狭湾岸の製塩遺跡をリレーできるように案内板を設置する。
- ・ 製塩遺跡ウォークを行う。

③事業計画

保存活用区域	御食国若狭の首長墓群	御食国若狭の製塩遺跡群
保存活用基本方針	・御食国の祖としての膳臣に関連した大規模首長墓群を中心エリアとし、古墳整備だけでなく「御食国」をテーマとすることで広域連携のまちづくりの中核とする。各古墳のネットワークを視野にいれた保存活用を官民一体となって実施する。	・古くから都に塩を大量に供給していた地域であり、海水からの塩づくりなど教育・産業に波及するものとして、首長墓保存活用区域のサテライトとして位置付け、ネットワーク整備を図る。
①保存修理事業計画 文化財の調査、保存・修理に関する事項	・文化財調査の推進 ・史跡指定の古墳については、可能な範囲で追加指定を考慮した範囲確認調査 ・若狭を代表する広域首長墓の公有化をすすめ、古墳土地所有者と住民、学識経験者と行政の協働で、ここ若狭ならではの手法を模索して整備を推進	・若狭湾沿岸部に未調査の製塩遺跡が広範囲に分布しているため、発掘調査を進める。 ・食文化の文化財指定の検討
②環境整備事業計画 文化財の周辺環境整備に関する事項	・景観計画の策定（若狭町域） ・景観計画への位置づけ強化（小浜市域） ・周辺環境の保全	・景観計画の策定（若狭町域） ・景観計画への位置づけ強化（小浜市域）
③保存施設事業計画 文化財の管理に必要な標識や収蔵施設などに関する事項	・案内説明板整備（個別及びネットワーク）	・国指定史跡である岡津製塩遺跡周辺整備 ・案内説明板整備（個別及びネットワーク）
④防災施設事業計画 文化財の防災施設などに関する事項	・防災体制整備（特に洪水対策、山地災害等） ・古墳集中地区の地区防災計画の策定	・防災体制整備（特に津波対策等）
⑤活用施設事業計画 文化財の活用に関する施設などに関する事項	・「古墳の駅」を設けて、若狭全体の古墳が巡れるようなコース整備	・国指定史跡である岡津製塩遺跡周辺整備、岡津製塩遺跡をベースにした土器製塩の再現 ・「製塩遺跡の道」を設けて、若狭湾岸の製塩遺跡をリレーできるように案内板を設置
⑥普及・啓発事業計画 文化財の普及・啓発などに関する事項	・両市町のみならず若狭一円の代表的古墳マップを作製 ・関連施設の連携を、サポーターの連携を通じて強化 ・各地区公民館とタイアップしながら、住民主体となった学習会、古墳の清掃、古墳リレーマラソンなどのソフト事業の推進 ・小浜市の韓国慶州との姉妹提携、若狭町の高槻市との姉妹提携（継体大王をテーマとして）の関係からの交流の強化。 ・古墳と鯖街道をテーマとした韓国との交流	・古代若狭の塩づくりのパンフレットの作製 ・海水からの塩作り体験を、小浜市と若狭町のサポーターの連携などにより、学校や公民館などへその輪を広げる ・製塩遺跡ウォークの実施

【御食国若狭の成立関連文化財群：歴史文化保存活用区域事業計画図】



凡 例



核となる拠点



景観整備拠点(脇袋地区)



ネットワーク整備

(基幹となる遺産) ● 製塩遺跡

● 古墳

■ 基幹となる保存活用施設

□ その他施設

3) 「神仏習合の社寺と暮らし」関連文化財群

① 「神仏習合の社寺と暮らし」関連文化財群の位置づけと歴史文化保存活用区域の設定

大陸・半島や京都・奈良との交流による豊かな社寺遺産が存在する。その中で、在来信仰と外来信仰が融合した「神仏習合遺産」が地域住民の生活と一体となって存在していることが特徴である。

本群は当該地域全域にわたるが、中心となるのが多田ヶ岳周囲の宗教施設群であり、基本的には世界遺産登録候補地を歴史文化保存活用区域（神仏習合の社寺と暮らし保存活用区域）とする。

○「神仏習合の社寺と暮らし」保存活用区域

② 歴史文化保存区域の保存・活用方針

神仏習合の社寺と暮らし

【基本方針】

神体山である多田ヶ岳をとりまく社寺遺産群を中心地域とし、一体的保存を図るために各社寺とも旧境内を遺跡として残し、遺産の核とする。また、信仰の山である各社寺の神体山についてはバッファゾーンとして保護し、一体的な保存活用を図る。さらに、各遺産を「神仏習合」というテーマで結び付け、情報発信する。

【基幹となる遺産】各社寺とも旧境内を遺跡として残し、遺産の核とする。

【基幹となる保存活用施設】「ふるさと文化財の森センター」

【保存活用の方針】

- ・各社寺とも豊富な有形文化財を有しているので、一体的保存を図るために各社寺とも旧境内を遺跡として文化財指定していく。
- ・各社寺の神体山についてはバッファゾーンとして保護し、一体的な保存活用を図る。
- ・各遺産を「神仏習合」というテーマで結び付け、情報発信するとともに、引き続き世界遺産登録候補地に向けての運動を継続する。
- ・地域内には他にも特徴的な社寺遺産が多くあり、調査研究により連携を進める。
- ・また、年中行事として存在する神仏に対する祈りの民俗を、地域の一体性を示しながら保護継承し、地域の信仰遺産は地域で守る体制の整備を進める。
- ・「ふるさと文化財の森センター」を拠点として、自然との共生による社寺資材の確保や職人育成を進め、地域の遺産は地域で守る体制を「文化財を守り育むバックヤード」として実施する。
- ・大陸・半島や京都・奈良との交流について、本遺産を基軸に進めるものとする。

③ 事業計画

保存活用区域	神仏習合の社寺と暮らし
保存活用基本方針	・ 多田ヶ岳をとりまく社寺遺産群を中心地域とし、一体的保存を図るために各社寺とも旧境内を遺跡として残し、遺産の核とする。また、信仰の山である各社寺の神体山についてはバッファースゾーンとして保護し、一体的な保存活用を図る。
①保存修理事業計画 文化財の調査、保存・修理に関する事項	・ 各社寺の境内地の史跡指定 ・ 「ふるさと文化財の森センター」における自然との共生による社寺資材の確保や職人育成
②環境整備事業計画 文化財の周辺環境整備に関する事項	・ バックヤードの保全 ・ 景観計画への位置づけ強化 ・ 自然、景観に配慮した公共事業の推進
③保存施設事業計画 文化財の管理に必要な標識や収蔵施設などに関する事項	・ 文化財（未指定含む）の標識・説明文整備
④防災施設事業計画 文化財の防災施設などに関する事項	・ 防災体制整備（特に洪水対策、山地災害等）
⑤活用施設事業計画 文化財の活用に関する施設などに関する事項	・ 各社寺をリレー的に巡れる体制整備 ・ 社寺文化財の公開と活用方策の検討（食文化など）
⑥普及・啓発事業計画 文化財の普及・啓発などに関する事項	・ 各遺産を「神仏習合」というテーマで結び付けた情報発信 ・ 世界遺産候補地に向けての運動の継続 ・ 神仏に対する祈りの民俗を、地域の一体性を示しながら保護継承し、地域の信仰遺産は地域で守る体制の整備 ・ 「ふるさと文化財の森センター」を拠点として、自然との共生による社寺資材の確保や職人育成を進め、地域の遺産は地域で守る体制を「文化財を守り育むバックヤード」として実施

【神仏習合の社寺と暮らし関連文化財群：歴史文化保存活用区域事業計画図】



凡 例



核となる拠点



ネットワーク整備（車）



ネットワーク整備（歩道）



若狭神仏祈りの道（広域農道）

○ 基幹となる遺産（旧境内を遺跡として残す）

■ 基幹となる保存活用施設

□ その他施設

4) 「京へつながる鯖街道」関連文化財群

① 「京へつながる鯖街道」関連文化財群の位置づけと歴史文化保存活用区域の設定

旧街道（針畑越・九里半街道）沿いを、その景観特性・歴史特性によって4つのゾーンにわけ、歴史文化保存活用区域とする。街道から望見できる地域を範囲の基本方針とする。ただし、無形民俗文化財を中心に全域に遺産の分布がみられ、全域が遺産保護の対象であることを明記する。

- 「鯖街道～遠敷の里～」保存活用区域
- 「鯖街道～針畑越え～」保存活用区域
- 「鯖街道～熊川宿～」保存活用区域
- 「鯖街道～港町・起点～」保存活用区域

地域全体に鯖街道を背景にした有形・無形の文化財が点在する。これらはさらに調査を続けて、個別に保存活用の方針を検討するものとする。

街道の保全活用については、小浜市・若狭町の連携は言うにおよばず、滋賀・京都との連携についても不可欠であるため、これを推進する。

当該景観は流通往来の文化的景観として、文化庁から重要地域に指定されており、まずは景観計画の策定と景観区域としての保護についても促進する。

全域で広範に分布する特徴的な民俗文化財群がみられるため、遺産のバックボーンとしてこれらの保護継承についての方策を検討する。

②歴史文化保存区域の保存・活用方針

「鯖街道～遠敷の里～」

【基本方針】

古代の街道の拠点として、近隣の有形文化財（若狭彦姫神社・神宮寺・鵜の瀬）との連携によるまちづくりを行い、分岐点・門前としてのにぎわい（遠敷祭り）を創出する。

【基幹となる遺産】「遠敷の町並み、若狭姫神社」

【基幹となる保存活用施設】「福井県立若狭歴史民俗資料館」

【保存活用の方針】

- ・ 古代の街道の拠点及び分岐点・門前としての町並みの保存とにぎわいを創出する。
- ・ 遠敷祭りなどのイベントの実施。
- ・ 近隣の有形文化財（若狭彦姫神社・神宮寺・鵜の瀬）との連携強化。

「鯖街道～針畑越～」

【基本方針】

峠の自然景観・一体となった文化遺産を保護し、峠の集落である上根来・中の畑・下根来の復興を歴史的特性から支援する施策を展開する。

【基幹となる遺産】「針畑峠と上根来」

【基幹となる保存活用施設】「旧上根来小学校」

【保存活用の方針】

- ・ 峠の自然景観の保全。
- ・ 天然記念物など文化遺産の保護。
- ・ 上根来・中の畑・下根来の復興施策の推進。

「鯖街道～熊川宿～」

【基本方針】

熊川宿は伝統的建造物群保存管理計画により、その保存活用を進める。その他の地域についても、熊川に倣った歴史遺産の保存活用を進める。

【基幹となる遺産】「若狭町熊川宿重要伝統的建造物群保存地区」

【基幹となる保存活用施設】「熊川宿資料館」「逸見勘兵衛家住宅」「熊川番所」

【保存活用の方針】

- ・ 熊川宿は伝統的建造物群保存管理計画により、その保存活用を進める。
- ・ その他の地域についても、熊川に倣った歴史遺産の保存活用を進める。
- ・ 当該地域には、「道しるべ」が数多く残存しており、これを活かしたまちづくりを進める。
- ・ また、街道松を植え、各街道沿いの区により看板設置やポケットパーク化により保存活用を図る。

「鯖街道～港町・起点～」

【基本方針】

豊かな海産物を京都へ供給した市場起点であり、旧漁港の景観と一体として保存活用を進める。小浜城下町としての性格が併存するため、単なる鯖街道起点としての歴史的意義だけでなく、城下町のなかの港町をクローズアップするような施策展開を図る。

【基幹となる遺産】「小浜いづみ町・小浜今宮の市場景観」

【基幹となる保存活用施設】「鯖街道資料館」「御食国若狭おばま食文化館」

【保存活用の方針】

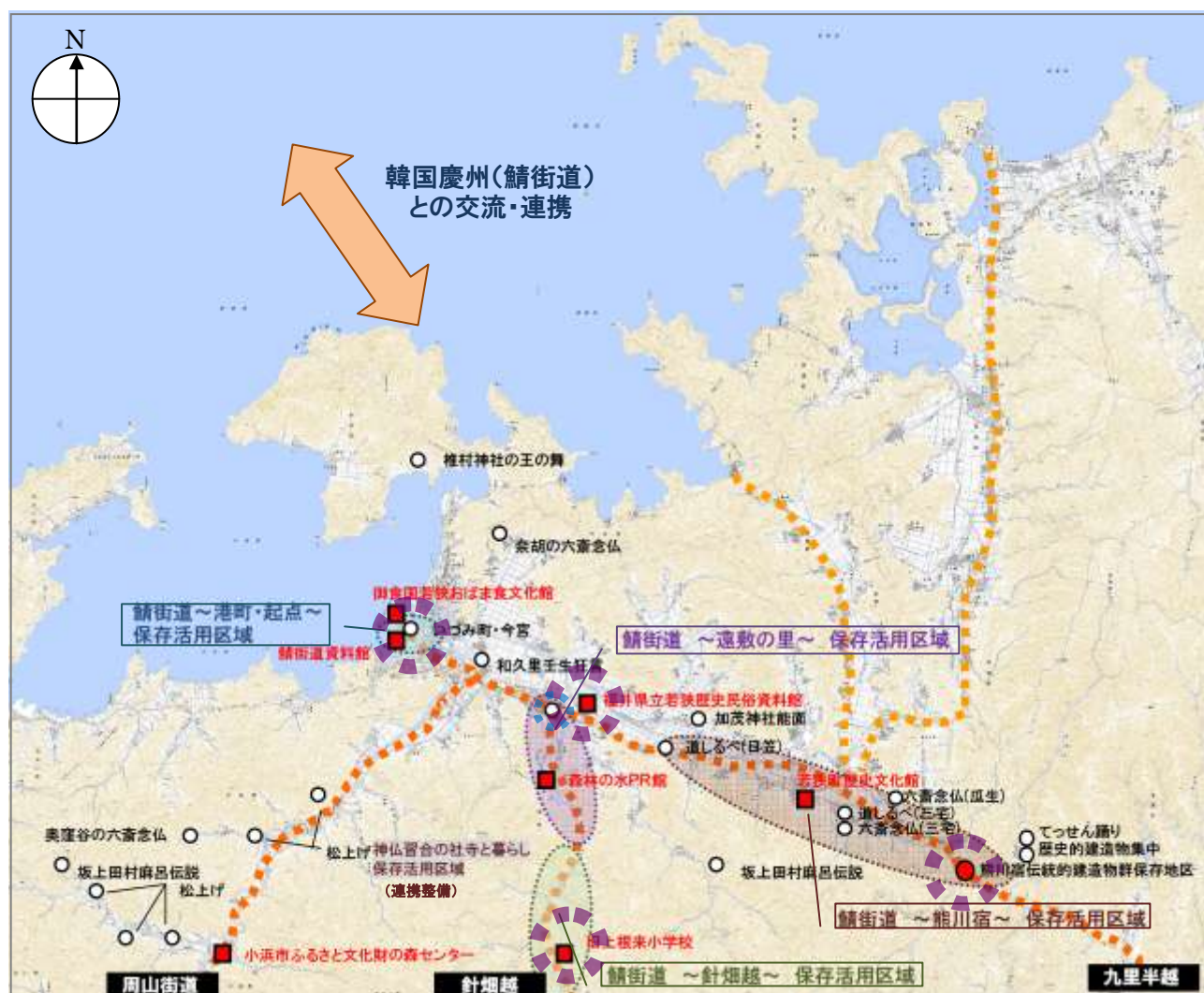
- ・ 豊かな海産物を京都へ供給した市場起点であり、旧漁港の景観と一体として保存活用を進める。（景観保護・協定などにより現状の景観保全や市場産業の活性化に努め、建造物調査を実施して伝建地区の設定についても検討を進める。）
- ・ 性質上、鯖の水揚げや漁法、料理法、その他若狭ぐじや若狭かれいなどについての情報発信を図り、当該地域の中心市街地再生の骨格に捉える。
- ・ 小浜城下町としての性格が併存するため、単なる鯖街道起点としての歴史的意義だけでなく、城下町のなかの港町をクローズアップする。

③事業計画

保存活用区域	鯖街道～遠敷～	鯖街道～針畑越～
保存活用基本方針	・ 古代の街道の拠点として、近隣の有形文化財（若狭彦姫神社・神宮寺・鵜の瀬）との連携によるまちづくりを行い、分岐点・門前としてのにぎわい（遠敷祭り）を創出する。	・ 峠の自然景観・一体となった文化遺産を保護し、峠の集落である上根来・中の畑・下根来の復興を歴史的特性から支援する施策を展開する。
①保存修理事業計画 文化財の調査、保存・修理に関する事項	・ 文化財調査の推進（未指定含む） ・ 集落の伝統行事を核とした集落づくりの更なる推進	・ 文化財調査の推進（未指定含む） ・ 集落の伝統行事を核とした集落づくりの更なる推進 ・ 天然記念物など文化遺産の保護
②環境整備事業計画 文化財の周辺環境整備に関する事項	・ 景観計画の位置づけの強化 ・ 文化的景観指定の検討 ・ 伝建地区の設定について検討	・ 峠の自然景観の保全 ・ 景観計画の位置づけの強化 ・ 文化的景観指定の検討
③保存施設事業計画 文化財の管理に必要な標識や収蔵施設などに関する事項	・ 文化財（未指定含む）の標識・説明文整備	・ 文化財（未指定含む）の標識・説明文整備
④防災施設事業計画 文化財の防災施設などに関する事項	・ 防災体制整備（特に洪水対策、山地災害、震災等）	・ 防災体制整備（特に、山地災害、等）
⑤活用施設事業計画 文化財の活用に関する施設などに関する事項	・ 古代の街道の拠点及び分岐点・門前としての町並みの保存とにぎわいを創出 ・ 近隣の有形文化財（若狭彦姫神社・神宮寺・鵜の瀬）との連携	・ 上根来・中の畑・下根来の復興施策の推進 ・ 旧上根来小学校の再生
⑥普及・啓発事業計画 文化財の普及・啓発などに関する事項	・ 広域連携（京都・滋賀）の推進 ・ 遠敷祭りなどのイベントの実施	・ 広域連携（京都・滋賀）の推進

保存活用区域	鯖街道～熊川宿～	鯖街道～港町・起点～
保存活用基本方針	・熊川宿は伝統的建造物群保存管理計画により、その保存活用を進める。その他の地域についても、熊川に倣った歴史遺産の保存活用を進める。	・海産物を京都へ供給した市場起点であり、旧漁港の景観と一体として保存活用を進める。小浜城下町としての性格が併存するため、単なる鯖街道起点としての歴史的意義だけでなく、城下町のなかの港町をクローズアップする。
①保存修理事業計画 文化財の調査、保存・修理 に関する事項	・熊川宿は伝統的建造物群保存管理計画の充実 ・有形・無形文化財調査と文化財指定の推進 ・食文化の文化財指定の検討 ・集落の伝統行事を核とした集落づくりの更なる推進	・建造物調査を実施 ・食文化の文化財指定の検討 ・まち場の伝統行事を核としたまちづくりの更なる推進
②環境整備事業計画 文化財の周辺環境整備に に関する事項	・景観計画の策定 ・文化的景観指定の検討	・景観計画の位置づけの強化 ・旧漁港の景観と一体として保存活用、景観保護・協定などにより現状の景観保全 ・伝建地区の設定について検討
③保存施設事業計画 文化財の管理に必要な標識 や収蔵施設などに関する事項	・当該地域には、「道しるべ」が数多く残存しており、これを活かしたまちづくりの推進 ・文化財（未指定含む）の標識・説明文整備	・文化財（未指定含む）の標識・説明文整備
④防災施設事業計画 文化財の防災施設などに に関する事項	・防災体制整備（特に洪水対策、山地災害、震災等） ・熊川での地域防災計画の推進 ・他集落での地域防災計画の策定	・防災体制整備（特に津波、震災、防火等）
⑤活用施設事業計画 文化財の活用に関する施設 などに関する事項	・街道松を植え、各街道沿いの区により看板設置やポケットパーク化により保存活用を図る。	・市場産業の活性化施策の推進
⑥普及・啓発事業計画 文化財の普及・啓発など に関する事項	・広域連携（京都・滋賀）の推進 ・既存イベント事業の継続	・広域連携（京都・滋賀）の推進 ・鯖の水揚げや漁法、料理法、その他若狭ぐじや若狭かれいなどについての情報発信 ・小浜城下町としての性格が併存するため、単なる鯖街道起点としての歴史的意義だけでなく、城下町のなかの港町をクローズアップ

【京へつながる鯖街道関連文化財群：歴史文化保存活用区域事業計画図】



凡 例

- 核となる拠点
- 景観整備拠点(遠敷の町並み)
- 沿道景観整備(鯖街道)
- 基幹となる遺産
- 基幹となる保存活用施設
- その他施設

5) 「海に開かれた小浜城下町」関連文化財群

① 「海に開かれた小浜城下町」関連文化財群の位置づけと歴史文化保存活用区域の設定

若狭地域の中心都市である小浜市の港町・城下町には、日本海に開かれたまちとして長い歴史が積み重なった文化遺産が極めて稠密に分布している。

地域内の農山村・漁村集落を基盤にもち、文化の交流や食文化の基点として重視される小浜城下町を「海に開かれたまちと里」関連文化財群にかかる歴史文化保存活用区域の対象とする。小浜旧城下については、多種多様なまち文化遺産があり、ほぼ全域を保存活用区域とし、文化遺産の性格から見た地域的集積と保存活用の方向から、次の4つのゾーンに分割する。

- 「伝統的町並み」保存活用区域
- 「鯖街道～港町・起点～保存活用区域」保存活用区域
- 「城下町偉人顕彰」保存活用区域
- 「祭り」と伝統産業保存活用区域

後瀬山城跡、小浜市西組を中心とする区域はその中核として「伝統的町並み保存活用区域」とし、鯖街道の起点であるいづみ町と今宮のまちなみから小浜旧漁港、「御食国若狭おばま食文化館」にかけてのゾーンを「鯖街道～港町・起点～保存活用区域」、小浜城跡から市役所等中心部までの市街地を「城下町偉人顕彰保存活用区域」、また、小浜城跡から西津にかけては「祭り」と伝統産業保存活用区域」とする。

さらに、保存活用区域とはしないが、JR小浜線の近代化遺産については、個々の保存活用策の検討をJRと協働して取り組むことを検討する。

② 歴史文化保存区域の保存・活用方針

伝統的町並み保存活用区域

港町として成立した時代の後瀬山城（国指定史跡）と、古い町並み（小浜西組重要伝統的建造物群保存地区）をリンクさせた歴史的景観保存活用地域であり、史跡と重伝建地区をいかしたまちづくりを一層進めるものとする。

鯖街道～港町・起点～保存活用区域

「京へつながる鯖街道」関連文化財群とのリンクを図りながら、港・市場・食文化館など一体となった活用を進めるものとする。

城下町偉人顕彰保存活用区域

地域の特徴である偉人顕彰を発展させ、偉人の史跡や文化財（近代化遺産が多いことが特徴）をその物語とリンクさせる地域とする。既存の活動団体や学校教育と連携した生涯学習ゾーンとする。

祭り」と伝統産業保存活用区域

城下町の核でもある小浜城跡を中心とし、西津地区にかけての地域を、本地域の特徴である祭礼行事や伝統産業（若狭塗など）を保護継承していくモデル地域としての整備を図る。

③事業計画

保存活用区域	伝統的町並み	城下町偉人顕彰	祭りと伝統産業
保存活用基本方針	・港町として成立した時代の後瀬山城（国指定史跡）と、古い町並み（小浜西組重要伝統的建造物群保存地区）をリンクさせた歴史的景観保存活用地域であり、史跡と重伝建地区をいかしたまちづくりを一層進めるものとする。	・地域の特徴である偉人顕彰を発展させ、偉人の史跡や文化財（近代遺産が多いことが特徴）をその物語とリンクさせる地域とする。既存の活動団体や学校教育と連携した生涯学習ゾーンとする。	・城下町の核でもある小浜城跡を中心とし、西津地区にかけての地域を、本地域の特徴である祭礼行事や伝統産業（若狭塗など）を保護継承していくモデル地域としての整備を図る。
①保存修理事業計画 文化財の調査、保存・修理に関する事項	・小浜西組は伝統的建造物群保存管理計画の充実 ・文化財調査の推進と文化財指定の推進 ・史跡の保全 ・食文化の文化財指定の検討 ・まち場の伝統行事を核としたまちづくりの更なる推進	・文化財調査の推進（特に近代化遺産）と文化財指定の推進 ・鉄道遺産の調査と文化財指定への検討（JR 西日本との調整） ・食文化の文化財指定の検討 ・まち場の伝統行事を核としたまちづくりの更なる推進	・文化財調査の推進と文化財指定の推進 ・食文化の文化財指定の検討 ・まち場の伝統行事を核としたまちづくりの更なる推進
②環境整備事業計画 文化財の周辺環境整備に関する事項	・景観計画の位置づけの強化 ・重伝建地区の景観と一体として保存活用、景観保護・協定などにより現状の景観保全 ・伝建地区の拡充について検討	・景観計画の位置づけの強化 ・重伝建地区の景観と一体として保存活用、景観保護・協定などにより現状の景観保全 ・伝建地区の設定について検討	・景観計画の位置づけの強化 ・景観保護・協定などにより現状の景観保全 ・伝建地区の設定について検討
③保存施設事業計画 文化財の管理に必要な標識や収蔵施設などに関する事項	・文化財（未指定含む）の標識・説明文整備	・文化財（未指定含む）の標識・説明文整備	・文化財（未指定含む）の標識・説明文整備
④防災施設事業計画 文化財の防災施設などに関する事項	・防災体制整備（特に津波、震災、防火等）	・防災体制整備（特に津波、震災、防火等）	・防災体制整備（特に津波、震災、防火等）
⑤活用施設事業計画 文化財の活用に関する施設などに関する事項	・町並みの活性化施策の推進 ・伝統行事保護継承の推進と観光化の検討	・偉人顕彰事業の継続と展開 ・偉人ルートの整備 ・伝統行事保護継承の推進と観光化の検討	・伝統産業保護継承施策の推進 ・伝統行事保護継承の推進と観光化の検討
⑥普及・啓発事業計画 文化財の普及・啓発などに関する事項	・広域連携（国内外）の推進 ・鯖の料理法、その他若狭ぐじや若狭かれいなどについての情報発信 ・既存まちづくり団体との協働推進	・広域連携（国内外）の推進 ・既存まちづくり団体との協働推進	・広域連携（国内外）の推進 ・既存まちづくり団体との協働推進 ・伝統工芸品等の PR の推進

凡 例

- 核となる拠点 (Core Node)
- 景観整備拠点 (Landscape Improvement Node)
- ネットワーク整備 (Network Improvement)
- 基幹となる遺産 (Core Heritage)
- 基幹となる保存活用施設 (Core Preservation and Utilization Facility)
- その他施設 (Other Facilities)

(3) 保存活用事業年度計画

保存活用事業のリストと年度計画は次の通りとする。

【小浜市】

No.	市町名	関連文化財群	保存活用区域	事業名	事業概要	主体	継続・新規	事業項目	期間
1	小浜市	全体	全域	歴史街道ウォーク事業	市内を巡るウォーキングイベント事業	協働	継続	普及・啓発	長期
2	小浜市	全体	全域	優良建築物表彰事業	小浜まち景観賞として、景観に配慮した建造物を表彰する事業	行政	継続	普及・啓発	長期
3	小浜市	人と自然との共生	—	アマモマーメイドプロジェクト	小浜湾を浄化するアマモの育成支援	住民	継続	保存修理	短期
4	小浜市	人と自然との共生	—	豊かな水を生む森林再生事業	水源の森の育成事業	住民	継続	保存修理	短期
5	小浜市	御食国若狭の成立	御食国若狭の首長墓群	九花峰古墳調査事業	小浜市に所在する前方後円墳の総合調査	行政	継続	保存修理	長期
6	小浜市	御食国若狭の成立	御食国若狭の首長墓群	丸山城址古墳調査事業	小浜市に所在する前方後円墳の総合調査	行政	継続	保存修理	長期
7	小浜市	御食国若狭の成立	御食国若狭の首長墓群	小浜東部首長墓整備事業	小浜市東部の首長墓(白鬚神社古墳・太興寺古墳群)の整備事業	行政	新規	環境整備	長期
8	小浜市若狭町	御食国若狭の成立	御食国若狭の首長墓群	古墳リレーマラソン	若狭の首長墓をつなぐオリエンテーリング	住民	新規	普及・啓発	中期
9	小浜市	御食国若狭の成立	—	小浜の伝統食総合調査事業	小浜市の伝統食の民俗調査事業	協働	新規	保存修理	長期
10	小浜市	御食国若狭の成立	御食国若狭の製塩遺跡群	岡津製塩遺跡整備事業	岡津製塩遺跡の再整備事業	行政	新規	環境整備	長期
11	小浜市	御食国若狭の成立	御食国若狭の製塩遺跡群	若狭の塩復活事業	若狭の塩の生産と復興ブランド化	企業	新規	普及・啓発	長期
12	小浜市	御食国若狭の成立	御食国若狭の製塩遺跡群	塩づくり体験事業	子供たちによる土器製塩の体験事業	住民	新規	普及・啓発	中期
13	小浜市	御食国若狭の成立	—	なれずし技術調査継承事業	古来御食国の時代から献上されたなれずしの技術調査と技術継承事業	協働	新規	保存修理	長期
14	小浜市	神仏習合の社寺と暮らし	神仏習合の社寺と暮らし	重要文化財飯盛寺保存修理事業	重要文化財飯盛寺の屋根葺き替え事業	行政	新規	保存修理	中期
15	小浜市	神仏習合の社寺と暮らし	神仏習合の社寺と暮らし	重要文化財妙楽寺保存修理事業	重要文化財妙楽寺の屋根葺き替え事業	行政	新規	保存修理	長期
16	小浜市	神仏習合の社寺と暮らし	神仏習合の社寺と暮らし	県指定若狭彦神社保存修理事業	県指定若狭彦神社の屋根葺き替え事業	行政	新規	保存修理	長期
17	小浜市	神仏習合の社寺と暮らし	神仏習合の社寺と暮らし	県指定長福寺収蔵庫建設事業	県指定文化財木造十一面観音菩薩像の収蔵庫設置事業	行政	新規	保存施設	中期
18	小浜市	神仏習合の社寺と暮らし	神仏習合の社寺と暮らし	重要文化財羽賀寺本堂防災施設設置事業	重要文化財羽賀寺本堂の防災施設設置事業	行政	新規	防災施設	長期
19	小浜市	神仏習合の社寺と暮らし	神仏習合の社寺と暮らし	神宮寺旧境内調査事業	神宮寺旧境内の史跡指定に向けた調査事業	行政	継続	保存修理	長期
20	小浜市	神仏習合の社寺と暮らし	神仏習合の社寺と暮らし	若狭国宝街道サイン設置事業	地域内社寺をつなぐサインの設置事業	行政	新規	活用施設	長期
21	小浜市	神仏習合の社寺と暮らし	神仏習合の社寺と暮らし	神仏習合年中行事調査事業	地域内の神仏習合年中行事の調査	協働	新規	保存修理	長期
22	小浜市	神仏習合の社寺と暮らし	神仏習合の社寺と暮らし	お水送り支援事業	お水送りの支援事業	協働	継続	普及・啓発	短期
23	小浜市	神仏習合の社寺と暮らし	神仏習合の社寺と暮らし	社寺ライトアップ	重要文化財社寺本堂のライトアップ	協働	継続	普及・啓発	短期
24	小浜市若狭町	京へつながる鯖街道	全域	鯖街道サイン設置事業	沿線のサイン統一	行政	新規	環境整備	長期
25	小浜市若狭町	京へつながる鯖街道	全域	鯖街道案内図作成事業	鯖街道案内パンフレット完全版	協働	新規	普及・啓発	中期
26	小浜市若狭町	京へつながる鯖街道	全域	鯖街道民俗芸能大会	鯖街道沿線の民俗芸能大会	協働	新規	普及・啓発	長期
27	小浜市	京へつながる鯖街道	鯖街道～遠敷～	遠敷町並み調査事業	遠敷の町並みの調査事業	行政	新規	保存修理	長期
28	小浜市	京へつながる鯖街道	鯖街道～遠敷～	遠敷祭り活性化イベント	街道の分岐・門前で育まれた遠敷祭りを活用し、鯖街道の魅力を発信する	住民	新規	普及・啓発	長期
29	小浜市	京へつながる鯖街道	鯖街道～針畑越～	鯖街道チャレンジウォーク	子供たちによる鯖街道チャレンジウォーク	住民	継続	普及・啓発	中期
30	小浜市	京へつながる鯖街道	鯖街道～針畑越～	鯖街道アートキャンプ	旧上根来小学校を基点としたアートキャンプ	住民	新規	普及・啓発	中期

【小浜市】

No.	市町名	関連文化財群	保存活用区域	事業名	事業概要	主体	継続・新規	事業項目	期間
31	小浜市	京へつながる 鯖街道	鯖街道 ～針畑越～	峠景観調査事業	峠の集落や自然景観の保存へ向けた専門調査	行政	新規	保存修理	長期
32	小浜市	京へつながる 鯖街道	鯖街道 ～針畑越～	水源の森保存事業	豊かな峠景観を形成し、かつ小浜の水源となっている森の復興事業	協働	継続	保存修理	長期
33	小浜市 若狭町	海に開かれた 小浜城下町 京へつながる鯖街道	鯖街道 ～港町・起点～	鯖街道拠点歴史調査事業	鯖街道拠点の歴史調査事業。	行政	新規	保存修理	長期
34	小浜市 若狭町	海に開かれた 小浜城下町 京へつながる鯖街道	鯖街道 ～港町・起点～	鯖街道ウォーキング事業	鯖街道を歩いて訪ねる健康ウォーキング	協働	継続	普及・啓発	短期
35	小浜市 若狭町	海に開かれた 小浜城下町 京へつながる鯖街道	鯖街道 ～港町・起点～	鯖街道鯖寿司選手権開催事業	鯖街道沿線地自体による鯖寿司選手権の開催。	協働	新規	普及・啓発	中期
36	小浜市	海に開かれた 小浜城下町 京へつながる鯖街道	鯖街道 ～港町・起点～	食文化館常設展示改修事業	食文化館の常設展示のリニューアル	行政	新規	活用施設	長期
37	小浜市	海に開かれた 小浜城下町 京へつながる鯖街道	鯖街道 ～港町・起点～	いづみ町街路整備事業	鯖街道の拠点にふさわしい街路の整備事業。	協働	新規	環境整備	長期
38	小浜市	海に開かれた 小浜城下町 京へつながる鯖街道	鯖街道 ～港町・起点～	若狭の鯖復興事業	若狭の鯖のうまさの追求と蓄養事業。	協働	継続	普及・啓発	長期
39	小浜市	海に開かれた 小浜城下町 京へつながる鯖街道	鯖街道 ～港町・起点～	鯖ブランド確立事業	鯖街道拠点としての鯖のブランド化および加工食品・B級グルメの開発。	企業	継続	普及・啓発	長期
40	小浜市 若狭町	海に開かれた 小浜城下町 京へつながる鯖街道	鯖街道 ～港町・起点～	鯖街道サミットの開催	鯖街道沿線自治体の連携を深めるサミットの開催。	協働	新規 (一部継続)	普及・啓発	中期
41	小浜市	海に開かれた 小浜城下町 京へつながる鯖街道	鯖街道 ～港町・起点～	豊かな水活用事業	雲城水や津島名水を活かした商品開発やPR事業	協働	継続	普及・啓発	長期
42	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	鯖街道 ～港町・起点～	小浜中・東組町並み調査事業	町並み調査事業。	行政	新規	保存修理	長期
43	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	伝統的町並み	小浜ウエスト物語2010	小浜西組重伝建地区の理解を深めるため、伝統的建造物を活用し、ギャラリーやフェスティバルを開催する。	協働	新規	普及・啓発	短期
44	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	伝統的町並み	小浜西組伝統的建造物群保存修理事業	小浜西組の伝統的建造物群を保存修理する。	行政	継続	保存修理	長期
45	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	伝統的町並み	史跡後瀬山城跡環境整備事業	史跡後瀬山城跡の居館跡を史跡公園として整備する。	行政	新規	環境整備	長期
46	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	伝統的町並み	小浜西組街路整備事業	電柱地中化、舗装グレードアップ、融雪装置の設置。	行政	新規	環境整備	中期
47	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	伝統的町並み	一門一灯事業	小浜西組の各戸に行灯を設置して町のにぎわいを創出する。	住民	継続	普及・啓発	短期
48	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	伝統的町並み	伝統的建造物シンボルマークのブランド化事業	小浜西組重伝建地区のブランド化	協働	新規	普及・啓発	長期
49	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	伝統的町並み	旧旭座復元事業	明治時代の芝居小屋「旧旭座」の復元工事。	行政	新規	保存修理	短期
50	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	伝統的町並み	旧旭座活用推進事業	旭座復興後のソフト事業	協働	新規	普及・啓発	中期
51	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	伝統的町並み	小浜西組防災施設整備事業	小浜西組の防災施設等の整備事業	行政	新規	防災施設	中期
52	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	伝統的町並み	三丁町芸妓支援事業	茶屋町の芸妓の伝統・技術の継承の支援事業。	協働	新規	普及・啓発	長期
53	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	伝統的町並み	よろず相談所設置事業	重伝建小浜西組において、生活に関するさまざまなアドバイスのできる施設および人材を設置する。	住民	新規	活用施設	中期
54	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	伝統的町並み	小浜縦貫線町並み景観協定事業	親道の町並み統一を図る協定の締結	住民	継続	保存修理 活用施設	長期
55	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	伝統的町並み	まちなか一服処設置事業	小浜縦貫線(住吉―酒井)の歩道に休憩用のベンチ(ガッカリ)を設置する。	協働	新規	活用施設	短期
56	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	伝統的町並み	小浜放生祭祭礼用具修理事業	小浜放生祭の祭礼用具の修理と用具公開の施設整備事業	協働	新規	保存修理 活用施設	長期
57	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	城下町 偉人顕彰	杉田玄白賞開催事業	杉田玄白を顕彰し、「医食同源」の理念に則った食と医療に対する全国的な成果を表彰する。	協働	継続	普及・啓発	短期
58	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	城下町 偉人顕彰	人の駅整備事業	小浜が生んだ偉人ゆかりの地をウォーキングルートとして整備する。	行政	継続	普及・啓発	長期
59	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	城下町 偉人顕彰	小浜市偉人顕彰会実施事業	小浜市の歴史と文化を守る市民の会において、人の駅を活かした偉人顕彰事業を実施する。	住民	継続	普及・啓発	短期
60	小浜市	海に開かれた 小浜城下町	城下町 偉人顕彰	山川登美子顕彰事業	小浜市山川登美子記念館を中心に、市民団体と協働で登美子のPRおよび短歌文化の発展事業を展開する。	協働	継続	普及・啓発	短期

【小浜市】

No.	市町名	関連文化財群	保存活用区域	事業名	事業概要	主体	継続・新規	事業項目	期間
61	小浜市	海に開かれた小浜城下町	城下町偉人顕彰	梅田雲浜生誕地整備事業	梅田雲浜生誕地のポケットパーク整備。	住民	継続	環境整備	中期
62	小浜市	海に開かれた小浜城下町	城下町偉人顕彰	伴信友生誕地整備事業	伴信友生誕地のポケットパーク整備。	協働	継続	環境整備	中期
63	小浜市	海に開かれた小浜城下町	祭りと伝統産業	若狭塗支援事業	伝統産業である若狭塗産業の学習・支援事業。	協働	新規 (一部継続)	保存修理	長期
64	小浜市	海に開かれた小浜城下町	祭りと伝統産業	雲浜獅子用具修理事業	指定文化財である雲浜獅子の用具補修事業	協働	継続	保存修理	中期
65	小浜市	海に開かれた小浜城下町	祭りと伝統産業	西津七年祭支援事業	指定文化財である西津七年祭の用具補修・記録保存事業	協働	新規	保存修理	長期
66	小浜市	海に開かれた小浜城下町	祭りと伝統産業	雲浜獅子後継者育成事業	指定文化財である雲浜獅子の伝統文化子供教室の実施事業	協働	継続	普及・啓発	長期
67	小浜市	海に開かれた小浜城下町	祭りと伝統産業	祇園祭支援事業	祇園祭の支援事業	協働	継続	普及・啓発	長期
68	小浜市	海に開かれた小浜城下町	祭りと伝統産業	西津祭支援事業	西津祭の支援事業	協働	継続	普及・啓発	長期
69	小浜市	海に開かれた小浜城下町	祭りと伝統産業	お城祭支援事業	お城祭の支援事業	協働	継続	普及・啓発	長期
70	小浜市	海に開かれた小浜城下町	祭りと伝統産業	西津地蔵盆調査および記録保存事業	西津地蔵盆の悉皆調査と記録保存事業	協働	新規	保存修理	長期
71	小浜市	海に開かれた小浜城下町	祭りと伝統産業	小浜城跡整備事業	史跡小浜城跡周辺の環境整備事業	行政	新規	環境整備	長期
72	小浜市	海に開かれた小浜城下町	祭りと伝統産業	小浜伝統工芸士育成事業	箸のふるさと館周辺で、江戸時代発祥の伝統産業の各職人の養成施設を置く。	行政	新規	保存施設	長期
73	小浜市	海に開かれた小浜城下町	祭りと伝統産業	北前船の里事業	旧古河屋別邸、船玉などの文化財を活かし、北前船で栄えた小浜をPRする空間を創出する。	行政	新規	環境整備	長期

【若狭町】

No	市町名	関連文化財群	保存活用区域	事業名	事業概要	主体	継続・新規	事業項目	期間
1	若狭町	①人と自然	三方五湖の文化的景観	文化的景観保全事業	自然と人の調和により、生み出された景観、特に文化的景観を決定して保全していく。	行政	新規	環境整備	長期
2	若狭町	①人と自然	常神半島の漁村風景	常神半島古道整備事業	常神半島を縦断する古道の整備。	協働	新規	環境整備	中期
3	若狭町	①人と自然	三方五湖の文化的景観	名勝「三方五湖」景観保全活用事業	景観を大切に保全しつつ、これを貴重な財産として活用する。	行政	新規	環境整備	長期
4	若狭町	①人と自然	三方五湖の文化的景観	名勝「三方五湖」保存管理図修正事業	景観形状の経年変化等による区域の修正。	行政	新規	普及・啓発	長期
5	若狭町	①人と自然	三方五湖の文化的景観	三方五湖護岸再生事業（建設水道課）	ヨシ、石積み護岸等の再生。	行政	継続	環境整備	長期
6	若狭町	①人と自然	三方五湖の文化的景観	名勝「三方五湖」現状変更手続周知事業	名勝の現状変更手続きの周知徹底。	行政	継続	普及・啓発	長期
7	若狭町	③神仏習合	神仏留舎の社寺と暮らし	名水「瓜割の滝」景観保護事業（観光交流課）	年間15万人の人が訪れる名水100選の選定を受けた瓜割の滝の聖地としての保護。	行政	新規	環境整備	長期
8	若狭町	①人と自然	鯛川流域遺跡群	縄文ガイドブック刊行および遺跡案内板設置事業	縄文遺跡の紹介、解説書 遺跡現地の案内 解説板12箇所「縄文の駅」として全体的にリレーさせてつないでいく。	行政	新規	普及・啓発	長期
9	若狭町	①人と自然	三方五湖の文化的景観	縄文遺跡、三方五湖縄文環境探訪事業	遺跡とラムサール三方五湖の探訪。	行政	新規	活用施設	長期
10	若狭町	①人と自然	鯛川流域遺跡群	縄文博物館出前事業・移動博物館事業	学校等の出前講座、展示。	行政	新規	普及・啓発	長期
11	若狭町	①人と自然	鯛川流域遺跡群	縄文博物館手づくり「縄文展覧会」事業	住民参加の企画展開催。	協働	新規	活用施設	長期
12	若狭町	①人と自然	鯛川流域遺跡群	縄文博物館「縄文の音」コンサート事業	太鼓、尺笛等のコンサート開催。	協働	新規	普及・啓発	長期
13	若狭町	①人と自然	鯛川流域遺跡群	縄文博物館学術研究発表事業	若手研究者の研究発表会、論文集。	行政	新規	保存修理	長期
14	若狭町	②御食国	御食国若狭の首長墓群	古墳保存整備委員会活動推進事業	協議には保存会があるが、町内全域の古墳の保存整備の委員会を発足させていく。	協働	新規	環境整備	長期
15	若狭町	②御食国	御食国若狭の首長墓群	古墳図面作成	史跡の追加指定や史跡範囲の変更においての基礎的データとしての図面作成。	行政	新規	保存修理	短期
16	若狭町	②御食国	御食国若狭の首長墓群	古墳公有化	史跡の範囲について保全や整備を目的として、公有化を図る。	行政	新規	保存修理	長期
17	若狭町	②御食国	御食国若狭の首長墓群	古墳調査	史跡の範囲を明確にするための、予備調査を行っていく。	行政	新規	保存修理	中期
18	若狭町	②御食国	御食国若狭の首長墓群	古墳整備	古墳の整備を行っていく。	行政	新規	保存修理	長期
19	若狭町	②御食国	御食国若狭の首長墓群	古墳保存整備管理計画策定事業	若狭町の独自の古墳の整備管理計画を策定していく。	行政	新規	環境整備	短期
20	若狭町	②御食国	御食国若狭の首長墓群	脇袋古墳整備委員会活動推進事業	現在ある保存会などの活動を支援していく。	行政	新規	環境整備	長期
21	若狭町	②御食国	御食国若狭の首長墓群	現地調査見学ルート整備事業	より広域の古墳マップを作成し、いずれ古墳整備とともにつないでいくルートを整備していく。これには各古墳を「古墳の駅」と称してつないでいく。	行政	新規	普及・啓発	短期
22	若狭町	②御食国	御食国若狭の首長墓群	古墳調査報告書刊行事業	展示図録の図録や未発売の調査についての報告書を作成していく。	行政	継続	保存修理	長期
23	若狭町	②御食国	御食国若狭の首長墓群	西塚古墳出土品レプリカ作製事業	宮内庁所蔵の西塚古墳等の出土品のレプリカを作製する。	行政	新規	保存修理	短期
24	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	熊川宿管理事業団（組合）の設立	既存のまちづくり組織を集約発展させ、新たな組合的な組織の設置を支援していく。	行政	新規		
25	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	熊川宿保存整備事業	伝統的町並みを形成する民家等について、伝建の国庫補助制度を活用しながら修理・修景を進める。	行政	継続	保存修理	長期
26	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	熊川宿防災まちづくり推進事業	熊川の価値ある文化財建造物を災害から守ると同時に、そこに住む住民が安心して住み続けることができるよう熊川独自の防災計画を策定する。防災計画にもとづき、主に火災、地震災害を想定した防災設備の充実をはかる。国庫補助事業を活用する。	協働	継続	防災施設	長期
27	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	熊川宿空家対策事業	熊川の空家の活用方法を探りながら積極的に活用できるしくみをつくる。	行政	継続	活用施設	長期
28	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	熊川宿駐車場整備事業	近年の観光客の増加に対応するため、駐車場を整備する。	行政	新規	環境整備	短期
29	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	鯖街道交流推進事業	小浜、高島、京都など鯖街道沿線の住民団体と熊川の交流を支援し、鯖街道の文化的景観の保存を検討する。	行政	新規	環境整備	長期
30	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	熊川宿バス停新築改修事業	老朽化したバス停を新築改修する。	行政	新規	環境整備	短期

【若狭町】

No	市町名	関連文化財群	保存活用区域	事業名	事業概要	主体	継続・新規	事業項目	期間
31	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	宿場館活用事業	宿場館を熊川の歴史、町並みの拠点施設として展示品のリニューアルをはかり。	行政	新規	活用施設	短期
32	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	旧逸見家まちづくり拠点化事業	熊川のまちづくり型経済活動の拠点施設として活用する。	行政	新規	活用施設	短期
33	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	熊川番所活用事業	熊川の各文化施設の共通割引券を販売するなど宿場の入口としての活用を検討する。	行政	新規	活用施設	長期
34	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	熊川いっぶく時代村事業	熊川宿内の住民の手づくりによる秋のイベント。県内外から1日1万人の観光客が訪れる。	住民	継続	普及・啓発	長期
35	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	公開民家整備、活用事業	熊川を代表する民家の調査を行い、国、県、町の文化財指定を目指して、公開民家として活用していく。(熊川を中心に、町内全域においても行っていく)。	行政	新規	活用施設	短期
36	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	葛生産再興事業(産業課特産振興販売室)	再興した葛粉生産が再び後継者の問題ができたので、町あげてその再興を図る。	協働	新規	普及・啓発	中期
37	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	文化交遊施設整備事業	山車展示施設とあわせて、工房や文化的催しの場所として利用できる文化交遊施設の整備を進める。	行政	新規	環境整備	短期
38	若狭町	④鯖街道	若狭街道と熊川宿	鯖街道文化的景観調査	鯖街道のなかでも、熊川のルートになる街道を小浜市との連携で調査していき、今後は、文化庁の文化的景観の選定に進めていく。	行政	新規	環境整備	短期
39	若狭町	◎全体		巨樹巨木調査事業	町内の巨樹巨木の調査を実施していく。	行政	新規	保存修理	長期
40	若狭町	◎全体		天然記念物樹木の定期健康診断事業	指定天然記念物についての定期検診を行っていく。	行政	新規	保存修理	長期
41	若狭町	◎全体		化石、天然記念物調査事業	化石や稀少な天然記念物の調査を行う。	行政	新規	保存修理	長期
42	若狭町	◎全体	鯛川流域遺跡群	縄文博物館展示充実事業	博物館のリニューアル。	行政	新規	活用施設	長期
43	若狭町	◎全体	御食国若狭の首長墓群	歴史文化館展示充実事業	貴重な出土品についてその展示についての工夫を更に充実させていくこと、展示替えをしながら循環させていく。	行政	新規	活用施設	長期
44	若狭町	◎全体		歴史文化館体制強化事業	現在5人の体制で多岐にわたる事業を進めているが、専門的学芸員の増員を図り、調査に加え、町の発展に寄与する文化財活用事業を進めよう。	行政	新規	活用施設	
45	若狭町	◎全体	偉人顕彰	若狭町ゆかりの偉人等調査研究事業	県史や町史に出てくる人物に加え、さらに若狭町ゆかりの人物について、その功績を調査研究、顕彰していく。	行政	新規	普及・啓発	長期
46	若狭町	◎全体		歴史環境講座事業	縄文・古墳・環境・人物などの多彩な分野での講座を継続していく。	行政	継続	普及・啓発	長期
47	若狭町	◎全体		文化財研究紀要刊行事業	縄文博物館を加えた活動内容や研究について報告や発表を行う。	行政	新規	普及・啓発	長期
48	若狭町	◎全体		文化財建造物保存活用事業	熊川を代表する民家の文化財的価値を調査した上で、国や県指定の文化財として保存管理を進め、公開民家にするなどその活用の方策を検討する。	行政	新規	活用施設	中期
49	若狭町	◎全体		歴史的建造物保存事業	町内の歴史的建造物の調査と復元整備を行う。	行政	新規	保存修理	短期
50	若狭町	◎全体	(有形文化財)	仏像など未指定の有形文化財調査事業	町内には社寺に多くの宝物があり、許しが得られれば、文化財としての調査を行う。	行政	新規	保存修理	短期
51	若狭町	◎全体	(有形文化財)	仏像など指定有形文化財保存事業	盗難や火災等による指定文化財が失われることがないように保存支援を行っていく。	行政	継続	保存修理	長期
52	若狭町	◎全体	(有形文化財)	仏像などの指定有形文化財の再調査事業	指定文化財について、更に県や国の指定文化財となるかの調査を行う。	行政	新規	保存修理	短期
53	若狭町	◎全体	(有形文化財)	仏像など有形文化財展示公開事業	歴史文化館や縄文博物館において寺院と檀家の許しがあれば有形文化財を展示していく。	行政	新規	普及・啓発	長期
54	若狭町	◎全体	(伝統文化)	総合的な学習の時間による無形民俗文化財継承事業	学校のゆとり教育による無形民俗文化財の継承カリキュラムを策定してもらう。	行政	新規		長期
55	若狭町	◎全体	(伝統文化)	伝統文化調査報告書作成	21年度に集落の代表委員さんに調査していただいた恊的調査結果をベースにした、報告書を印刷発行して、今後の保存と調査の基礎にしたい。	行政	新規		短期
56	若狭町	◎全体	(伝統文化)	無形民俗文化財調査保存事業	行事についての調査を行い、継承のための行事のテキスト作成や記録保存を行う。	行政	新規		長期
57	若狭町	◎全体	(伝統文化)	伝統的生活文化の保存継承再生事業	地域の文化的伝統行事や芸能等の保存継承のために、保存会の設立や、発表の場をつくる。	行政	新規	保存修理	長期
58	若狭町	◎全体	(伝統文化)	「伝統文化保存協会」活動推進事業	指定未指定に関わらず、各集落に伝わる伝統文化の保存・継承をはかるべく、活動を支援していく。	行政	継続	保存修理	長期
59	若狭町	◎全体	(伝統文化)	「伝統文化のつどい」開催事業	伝統文化保存協会の大会により発表や交流の支援を行う。	行政	継続	普及・啓発	長期
60	若狭町	◎全体	(伝統文化)	伝統行事・伝統芸能記録資料等収集事業	伝統行事について関連資料の保存や記録を行う。	行政	新規	保存修理	長期
61	若狭町	◎全体	(伝統文化)	伝統文化子ども広場創設事業	集落センターや地区公民館で子どもたちが伝統芸能に親しめる場及び学べる体制を整える。	協働	新規	普及・啓発	中期
62	若狭町	◎全体	(伝統産業)	伝統職人育成事業	伝統的生活文化を継承するものづくり職人の育成に努める。	行政	新規	普及・啓発	長期
63	若狭町	◎全体	(伝統産業)	特産食資源栽培等後継者育成事業(産業課特産振興販売室)	特産食資源の確保を図るため栽培等の後継者育成に努める。	行政	新規	普及・啓発	長期
64	若狭町	◎全体	(伝統産業)	特産・伝統料理普及事業(産業課特産振興販売室)	伝統料理を次世代に継承するため、公民館等で料理教室を開催する。	行政	新規	普及・啓発	長期
65	若狭町	◎全体		文化財相互貸借連携事業	縄文博物館、歴史文化館において、県内、他県の文化施設にある展示物をお互いに借用展示する。	行政	新規	活用施設	長期